

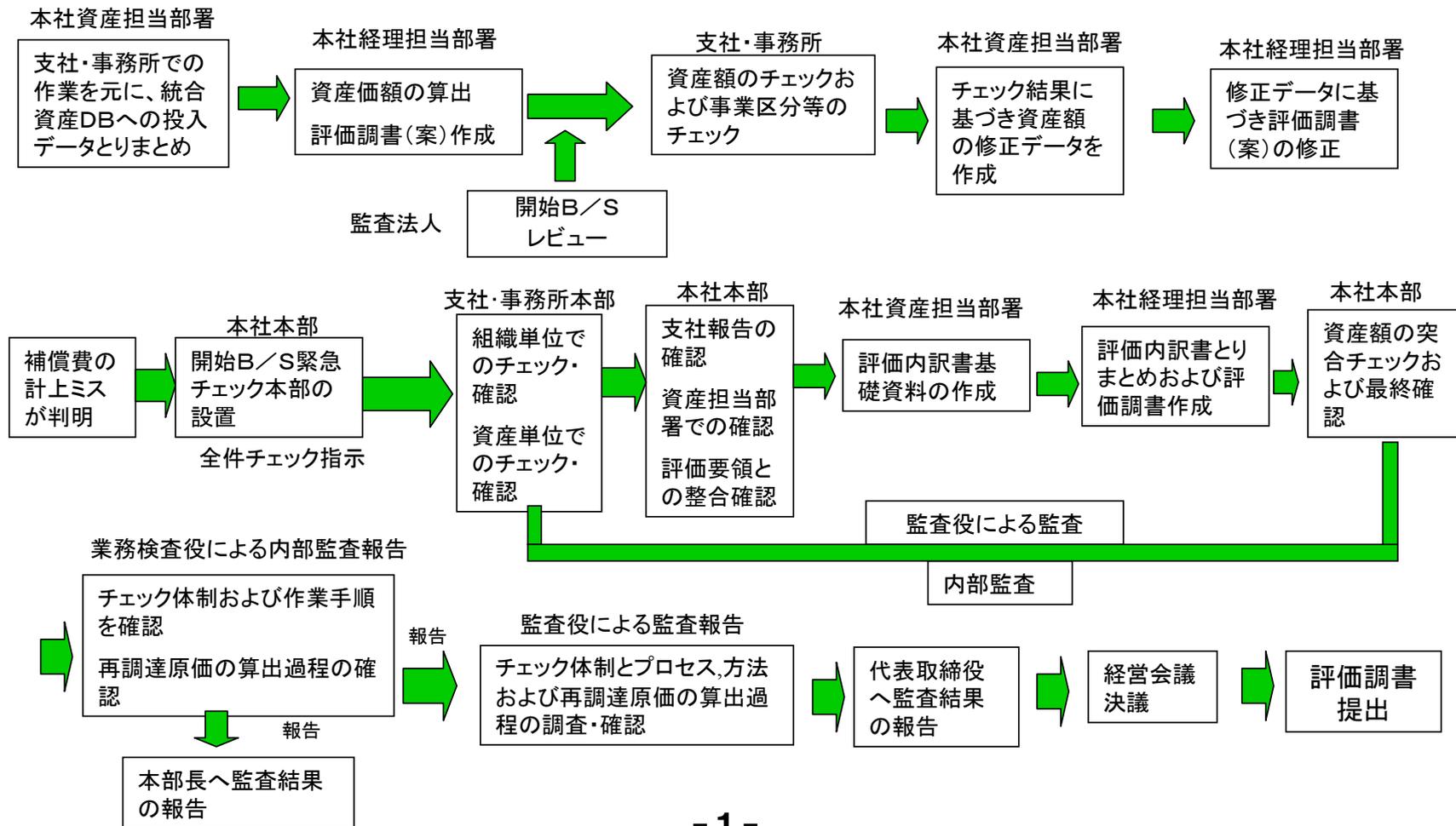
資産評価作業の手順

平成18年3月

東日本高速道路株式会社

1. 資産価額のチェック作業の手順

具体の資産評価作業は、評価の方法によって異なるが、今回行った全社的なチェック作業について総合すると以下のような流れとなる。



2. 再調達原価の算出方法と対象資産

再調達原価の算出方法と主な対象資産との関係は、以下のとおりである。次頁以降に、評価方法毎の資産価額算出の流れを示す。

(1) 鑑定評価及び鑑定評価に準じた方法

⇒ 本線の土地、休憩施設・宿舎等の土地・建物

(2) 標準的単金方式

⇒ 主として道路本体の償却資産、料金徴収施設の一部、等

(3) デフレーター調整方式

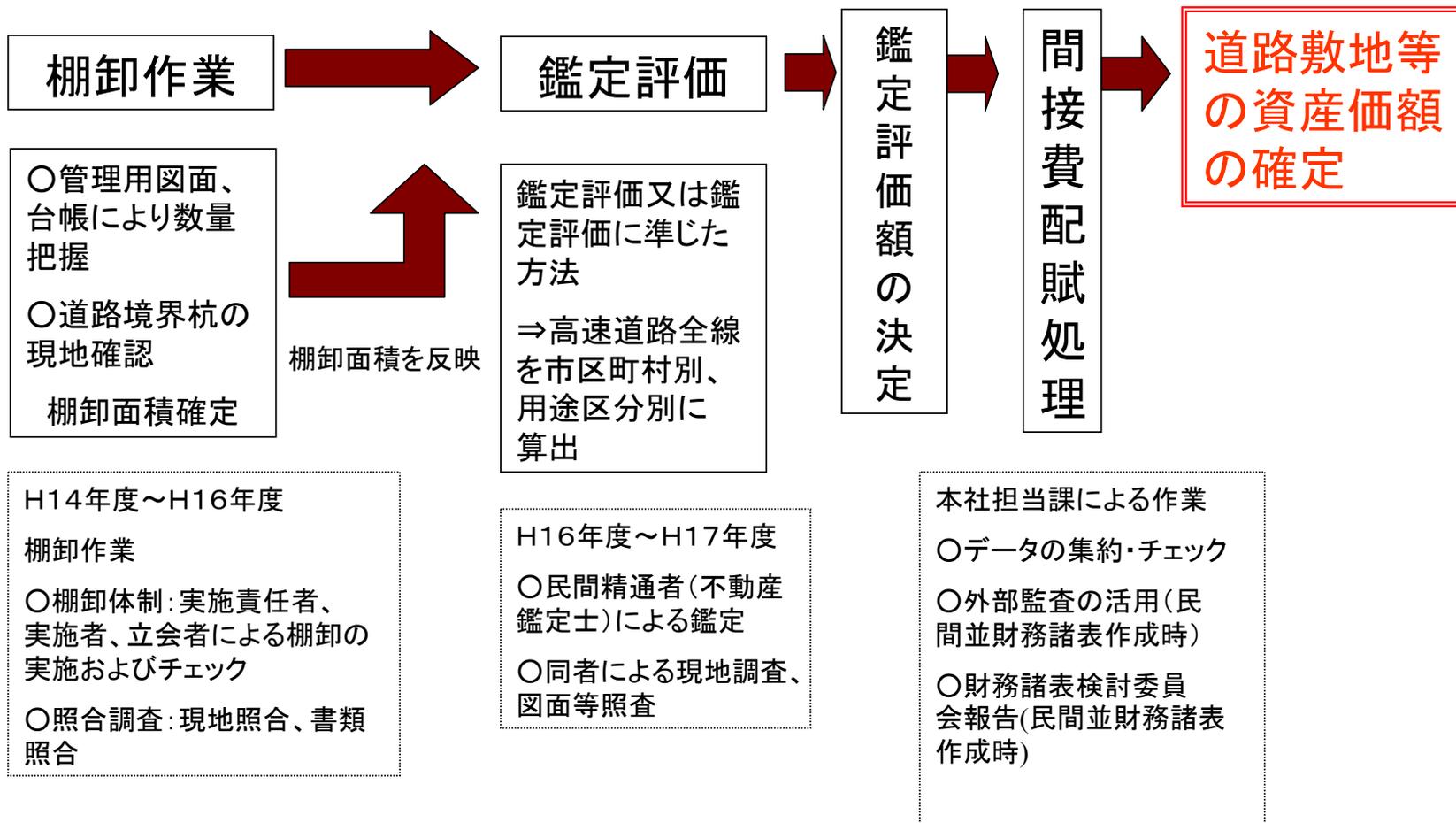
⇒ H14年度以降取得した道路資産、仕掛道路資産や一部の構築物、等

(4) 簿価 ⇒ 機械装置、工具器具備品等

3. 鑑定評価または鑑定評価に準じた方法の作業手順(1)

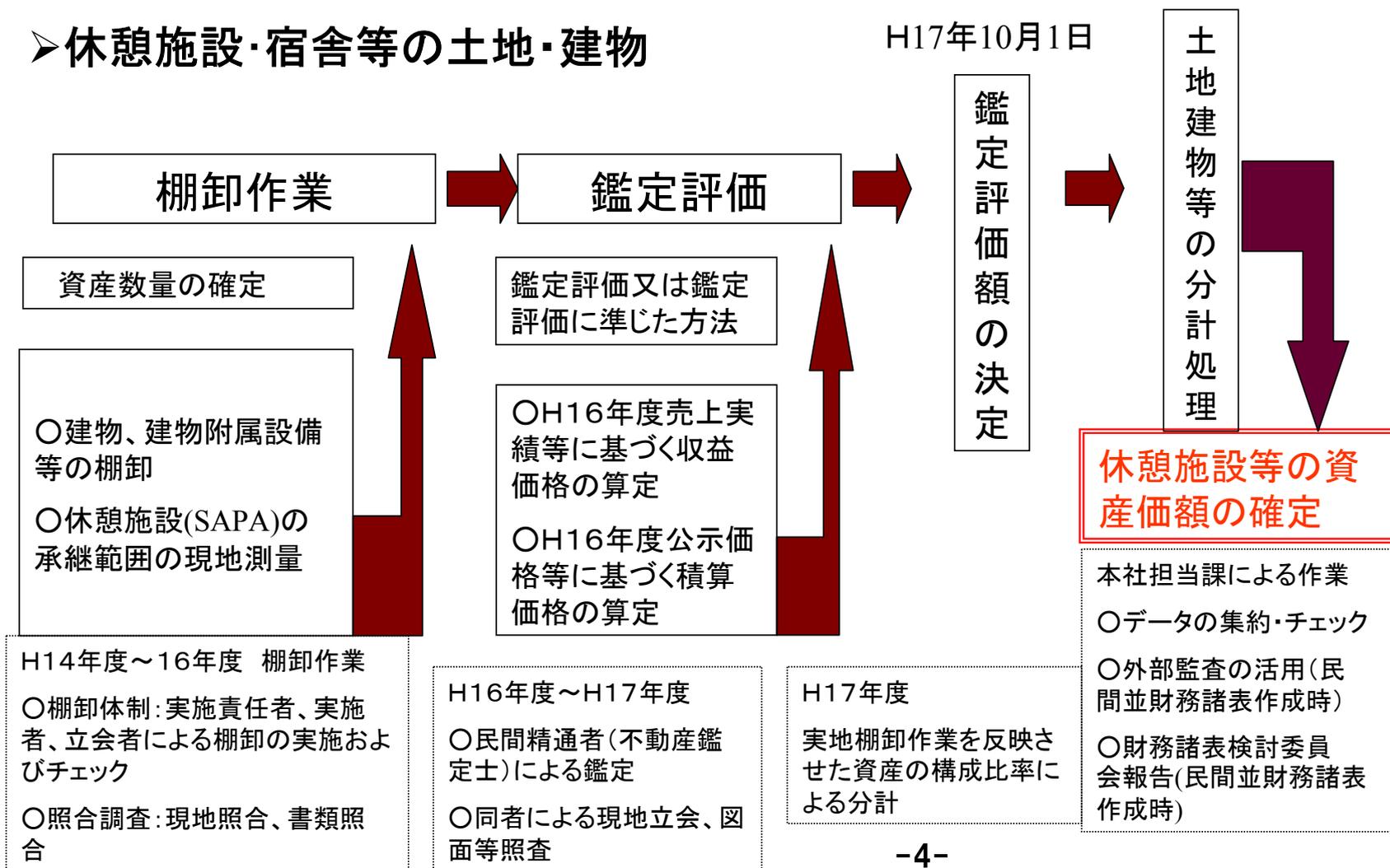
➤ 道路敷地等

H17年10月1日



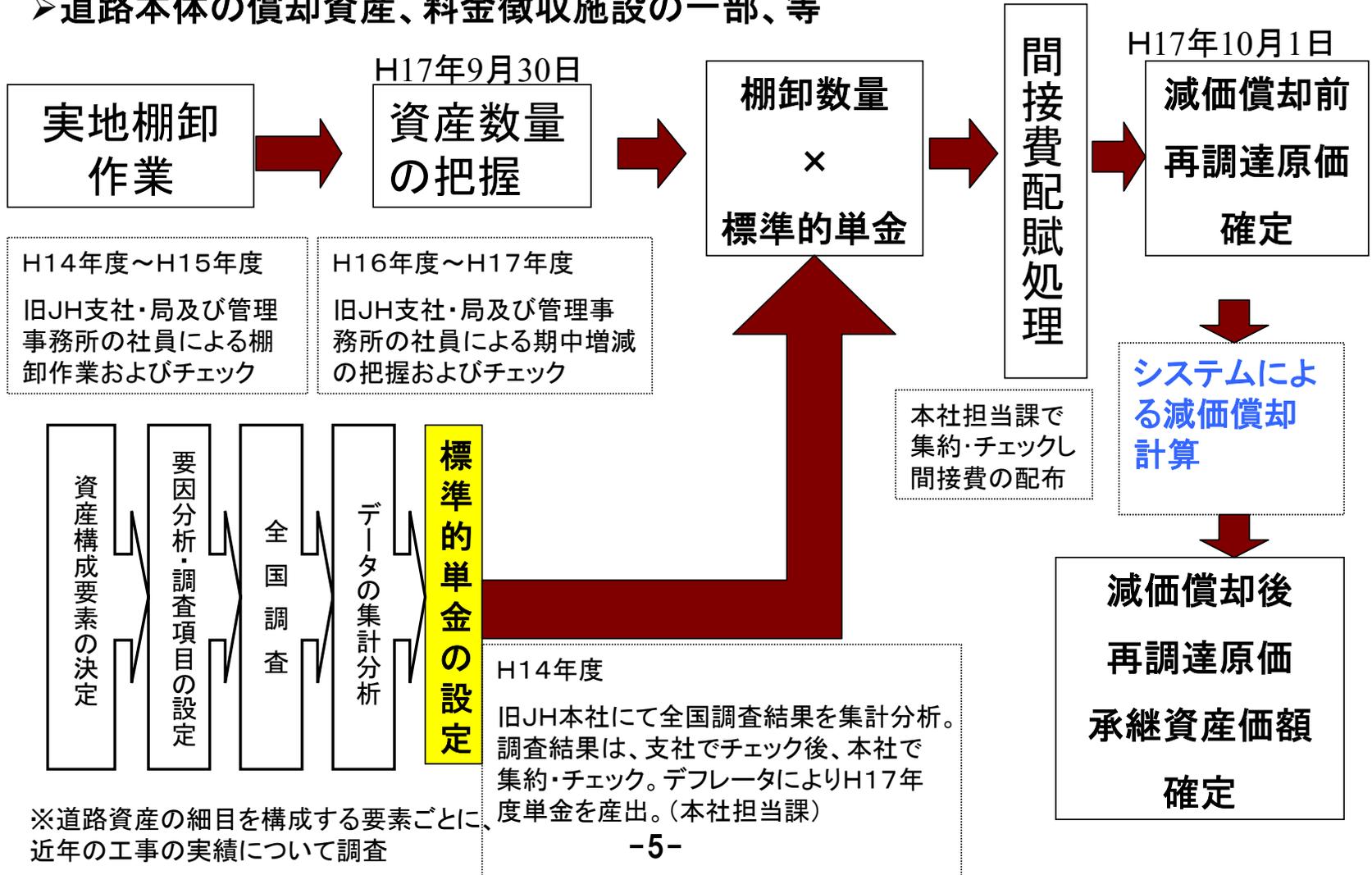
3. 鑑定評価または鑑定評価に準じた方法の作業手順(2)

➤ 休憩施設・宿舎等の土地・建物



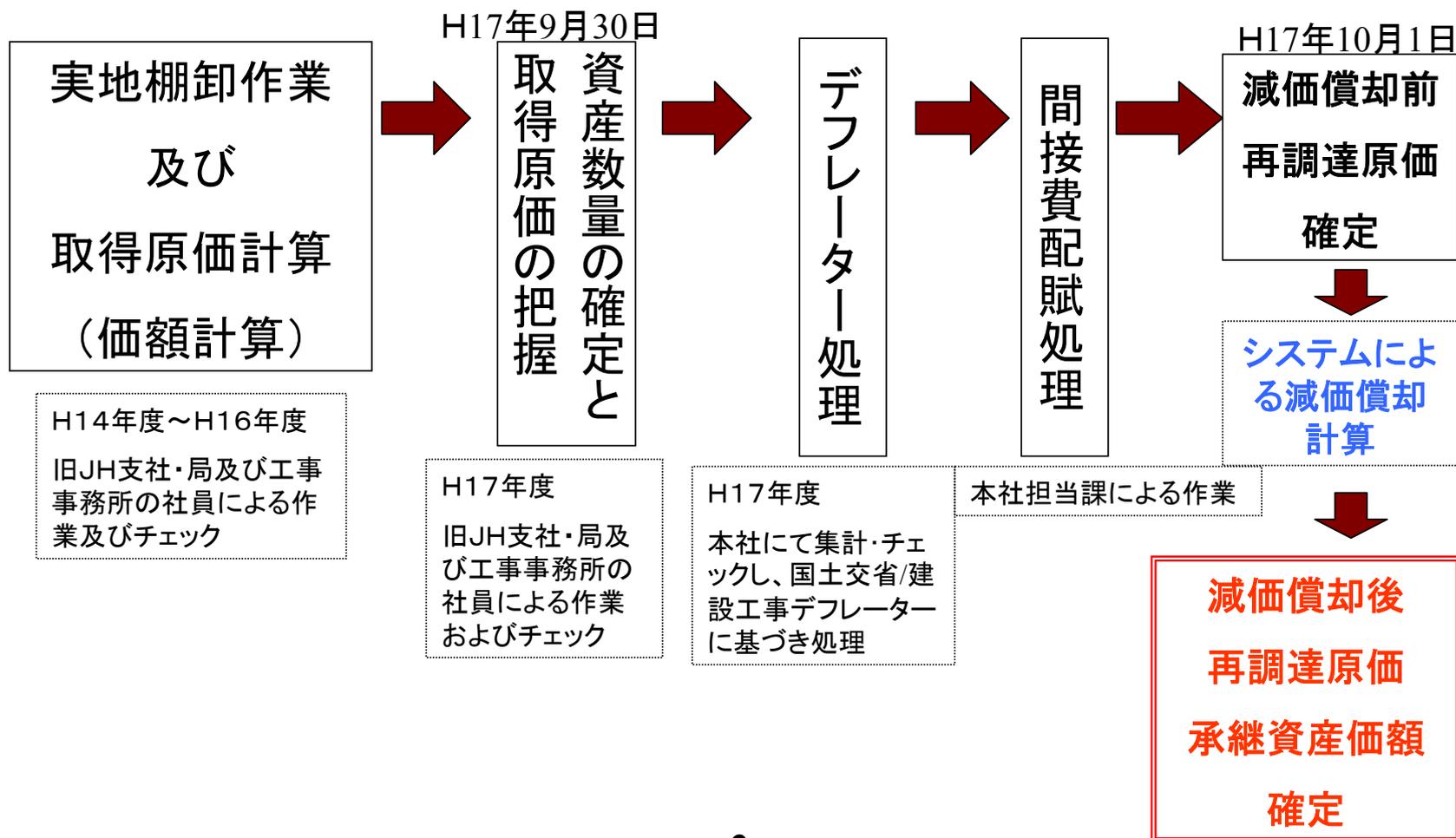
4. 標準的単金方式の作業手順

➤ 道路本体の償却資産、料金徴収施設の一部、等



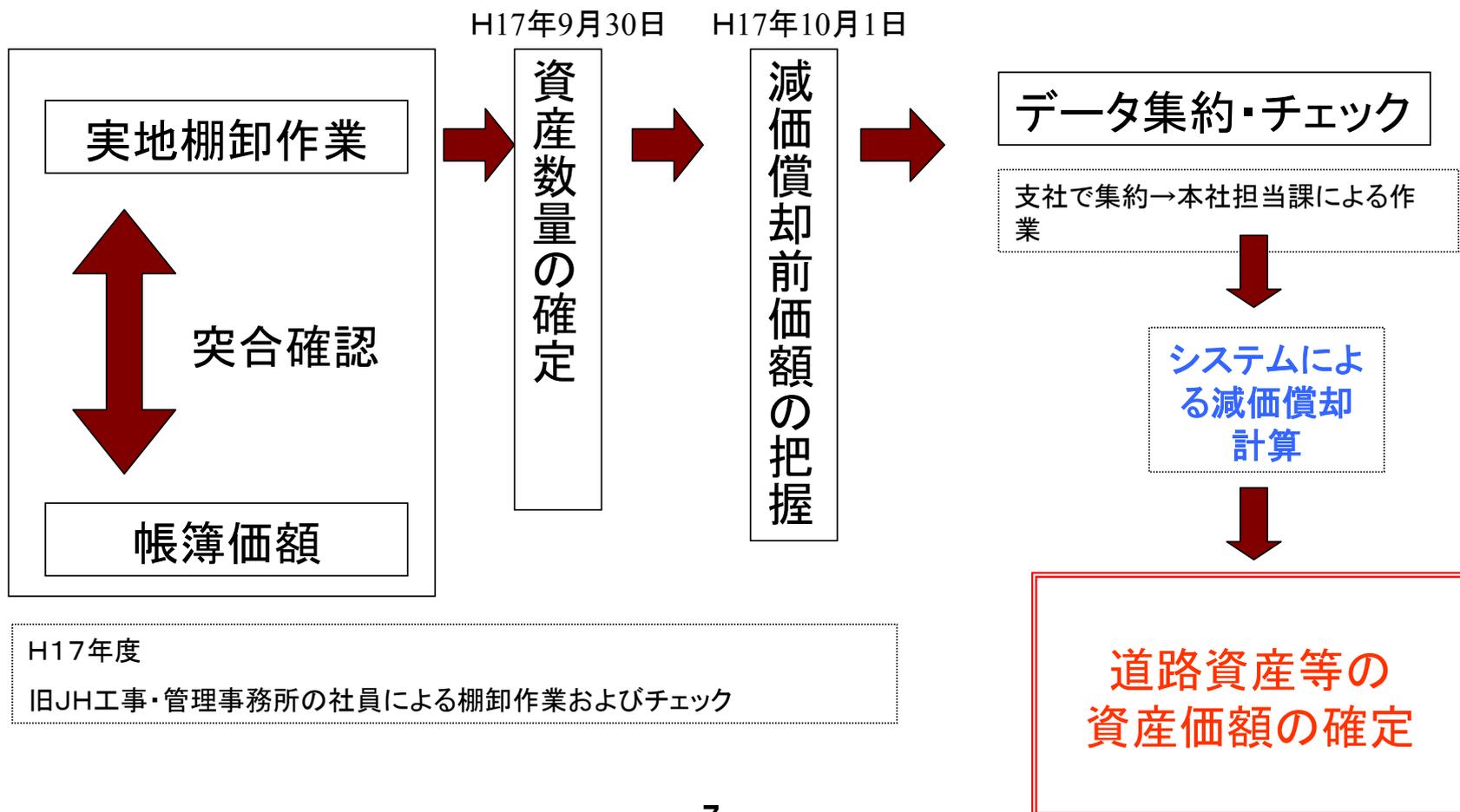
5. デフレーター調整方式の作業手順

➤平成14年度以降に供用した道路資産、仕掛道路資産、一部の構築物、等



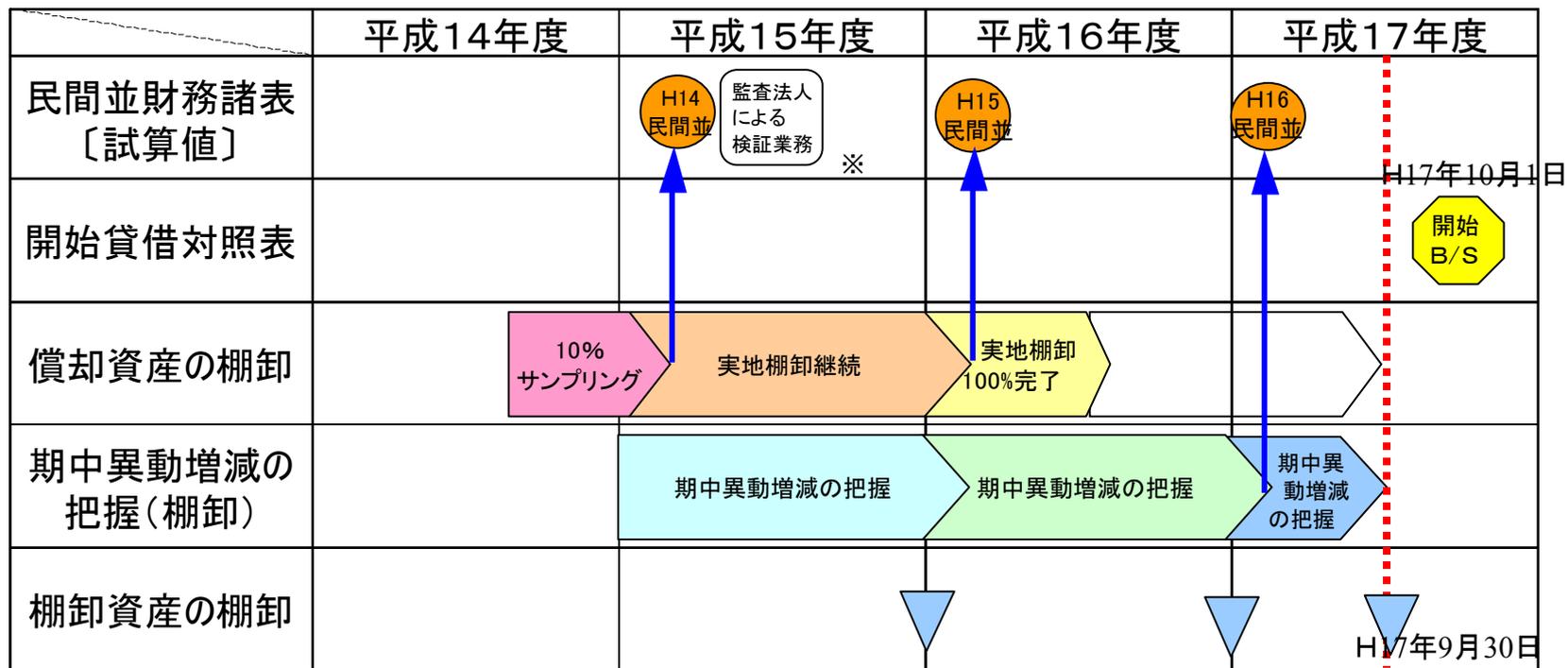
6. 簿価方式の作業手順

➤ 機械装置、工具器具備品等



7. 道路資産の棚卸の全体イメージ

➤ 道路資産の棚卸



※平成15年6月13日に公表した民間企業並財務諸表の道路事業固定資産計上額について、会計の専門家である監査法人が、独立した第三者の立場から、日本道路公団(JH)が採用した計算方法が「中間整理」(平成15年6月6日付け財務諸表検討委員会)の会計処理方法の考え方から逸脱していないかどうか、及びその計算過程・結果の検証が行われた。

8. 償却資産（構築物等）の棚卸（1）

➤ 道路資産の实地棚卸

道路資産について、道路管理上の必要性から作成した管理用図面、道路管理用台帳、固定資産台帳等（以下、「図面等」という。）を基に棚卸を行い、数量の把握を行うこととした。図面等については、正確な資産の状況等が記載されているか確認するために現地と図面等とを照合し、図面等の信頼性を確認した。

➤ 棚卸作業の流れ

- | | | |
|--------------------------|---|------|
| ①図面等の準備 | } | 机上棚卸 |
| ②図面等から固定資産の数量把握 | | |
| ③その固定資産の品質確認（劣化資産等の確認） | } | 实地棚卸 |
| ④稼動資産、稼動休止資産、劣化資産の区分けの実施 | | |
| ⑤現地の固定資産と図面等を照合確認し、数量確定 | | |
| ⑥不適合箇所を図面等の是正措置 | | |

8. 償却資産(構築物等)の棚卸(2)

➤ 棚卸作業の実施

日本道路公団(JH)は、国土交通大臣から平成15年通常国会中に公表できるよう指示を受け鋭意作成作業を進めてきた平成14事業年度民間企業並財務諸表〔試算値〕を平成15年6月に公表したところ。

この作業過程において、全国8,000kmの高速道路網を全て実地棚卸を行うことは時間的な制約から困難なため、具体の棚卸手法については、平成15年1月に開催されたJHの第4回財務諸表検討委員会(委員長:加古宜士早稲田大学商学部教授)において、「サンプリング調査により既存の図面・台帳類と現況とを適切に照合確認する」旨承認されたところ。

サンプリング調査の実施延長は、各管理事務所における管理延長の1割程度の延長を目標に実地棚卸を実施することとされた。

なお、上記以降、継続的に実地棚卸を実施し、これまでに全国の高速道路について網羅されている。

8. 償却資産（構築物等）の棚卸（3）

➤ 棚卸作業の実施体制

① 総括実施責任者〔管理事務所長〕

- ・ 実地棚卸データの立会検査結果の報告に基づき、棚卸実施者の業務履行確認を行う。

② 副責任者〔管理事務副所長（技術）〕

- ・ 現地における実地棚卸作業の総括管理（工程、実施方法の確認、棚卸結果の確認、安全管理等）
- ・ その他、総括実施責任者の補助

③ 実施責任者〔支社・局 資産評価担当代理〕

- ・ 支社・局管内の実地棚卸の工程管理
- ・ 立会検査結果及び実地棚卸結果の総括実施責任者への報告
- ・ 不適合箇所の原因調査と結果の取りまとめを行い、修正指示。

④ 立会者〔管理事務所の助役又は担当者〕

- ・ 実施者の照合確認作業に立会い、作業手順等が著しく相違した場合は適切な指示を行う。
- ・ 立会検査を実施し、誤りが散見された場合は実施責任者に報告し、修正する。

8. 償却資産（構築物等）の棚卸（4）

➤ 棚卸作業の実施体制（つづき）

⑤実施者〔現地調査員又は補足的にDM：請負人〕

・予め定められた作業手順等に基づき、現地の道路資産の現況数量、種別、位置等を確認し、棚卸用図面や既存各種台帳等との照合を行う。

⑥実施準備者〔DM：請負人〕

・現物棚卸を効率的に行うために必要となる事前準備（対象資産の確認、図面・台帳等の整備）や棚卸結果の書類、データ等の整理及び管理を行う。また、実施責任者の指示により、現地調査等の補助を行う。

様式第1号			
棚卸実施体制表（〇〇事務所）			
総括実施責任者	所属	氏名	
副責任者	所属	氏名	
担当者 照合区間	実施者	実施責任者	立会者
〇〇道路（〇〇～〇〇）	所属	所属	所属
〇：〇KP～〇KP）	氏名	氏名	氏名

9. 監査法人がチェックした内容

➤ 開始貸借対照表計上額に係る会計監査人チェック

➤ 仕掛道路資産、有形固定資産、無形固定資産

✓仕掛道路資産については、固定資産管理システムデータからサンプルとして数件抽出し、資産評価委員会の「評価要領(案)」どおりに計上されているか確認

✓固定資産を評価方法別に区分整理し、固定資産管理システムデータからサンプルとして数件抽出し、資産評価委員会の「評価要領(案)」どおりに計上されているか確認

※上記サンプルにつき、単金表、鑑定評価に係る調査報告書、台帳等計上根拠資料との照合を行い評価要領どおりに評価されていることなどをチェックして頂いている。

➤会社は、会計監査人から受けた指摘事項を踏まえて、再度全社的なチェックを行い、評価調書を作成している。指摘事項及び全社的なチェックで発見された修正データについては、監査法人の確認作業が今後予定されている。

10. 業務検査役による内部監査

▶ 緊急設置されたチェック本部の指揮のもと、資産額及び数量の確認が所定の手順で適正に行われたか、そのチェック体制が適切かを実地監査。併せて、再調達原価の計算過程が妥当かを実地監査。

✓ 支社等においては、東北支社にて事務所・支社において所定のチェックおよび確認作業が行われ、それぞれの責任者の確認が行われているか、また修正調書が作成されているかを確認。

✓ 本社本部及び本社資産担当課においては、支社本部または支社資産担当部署からの報告に対し、所定の確認作業が行われているかを監査。また、再調達原価の計算過程について、資産評価委員会の評価要領に適合しているかを確認。

✓ 本社本部においては、さらに評価調書および評価内訳書の作成及びチェック体制について確認するとともに、評価調書と修正後の資産データとの突合チェックの結果も確認。

✓ 上記の内容について、適正または妥当である旨の監査報告書を受領。

11. 監査役による監査

➤ 評価調書および評価内訳書の再チェックに関し、そのチェック体制とプロセス,方法および再調達原価の計算過程について調査し確認

✓ 支社等においては、関東支社にて再チェックの内容及び方法について、チェック書類を閲覧し、チェックの状況を調査

✓ 本社本部においては、再チェックの結果および再調達原価の算出方法について調査

✓ 内部監査部門である業務検査室から、監査結果の報告及び説明

✓ 上記について、チェック体制とプロセス,方法及び再調達原価の計算過程が妥当である旨の意見書を受領

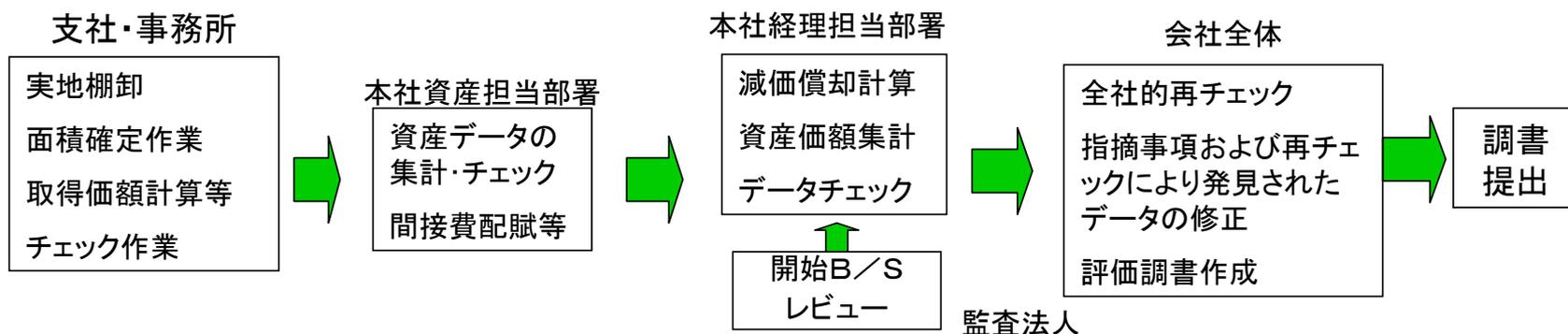
資産評価作業の手順

平成18年3月

中日本高速道路株式会社

1. 資産評価作業の手順

日本道路公団から東・中・西高速道路株式会社及び日本高速道路保有・債務返済機構に承継することとなる資産の評価は、再調達原価方式によることとなるが、評価作業は、評価の方法によって採用する手順が異なり、概ね以下のとおりに大別できる。また、これらを総合した全体の流れは下図のとおりである。



(1) 鑑定評価及び鑑定評価に準じた方法

⇒ 本線の土地、休憩施設・宿舎等の土地・建物

(2) 標準的単金方式 ⇒ 主として道路本体の償却資産、料金徴収施設の一部、等

(3) デフレーター調整方式

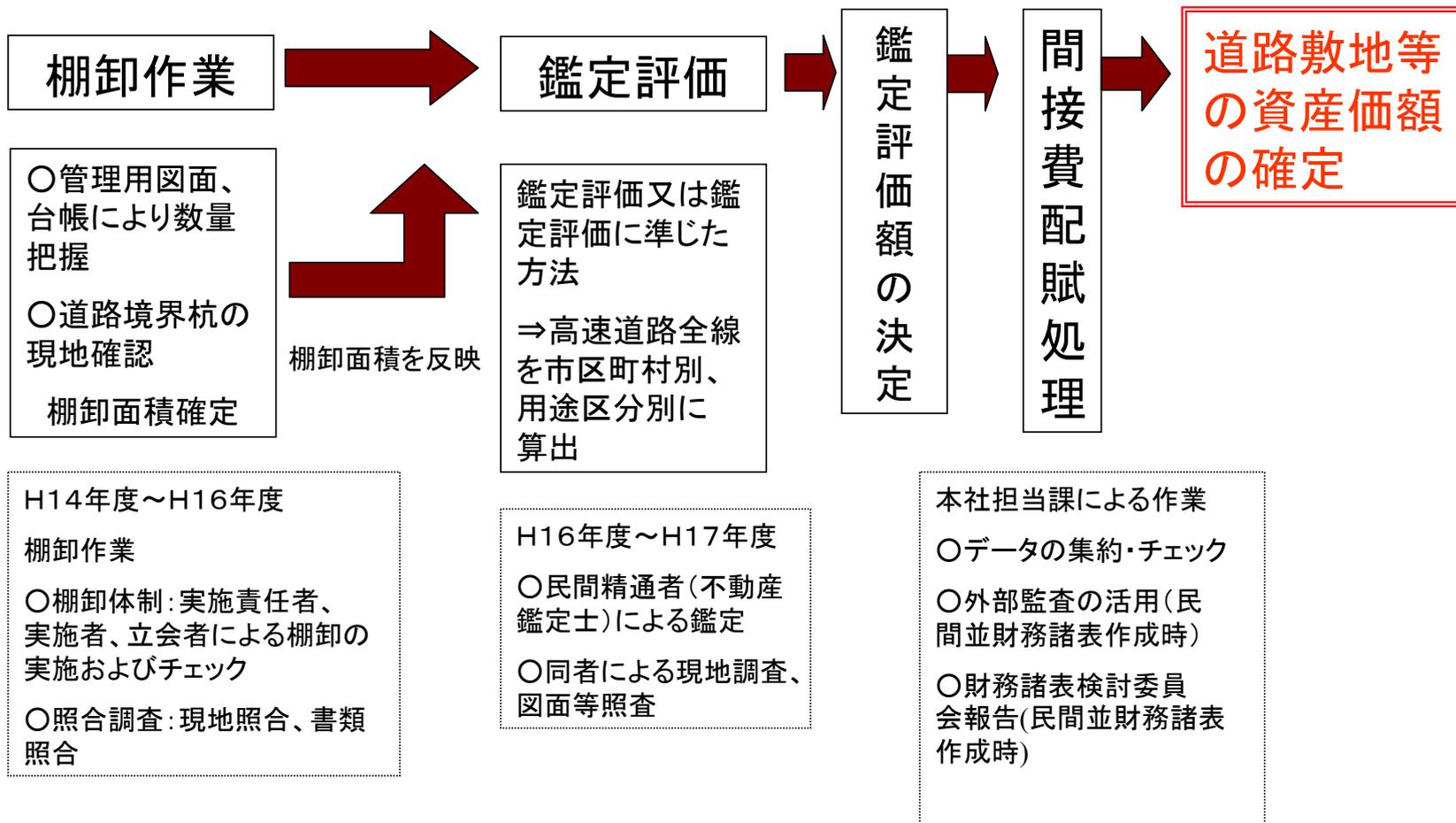
⇒ H14年度以降取得した道路資産、仕掛道路資産や一部の構築物、等

(4) 簿価 ⇒ 機械装置、工具器具備品等

2. 鑑定評価または鑑定評価に準じた他方法の作業手順(1)

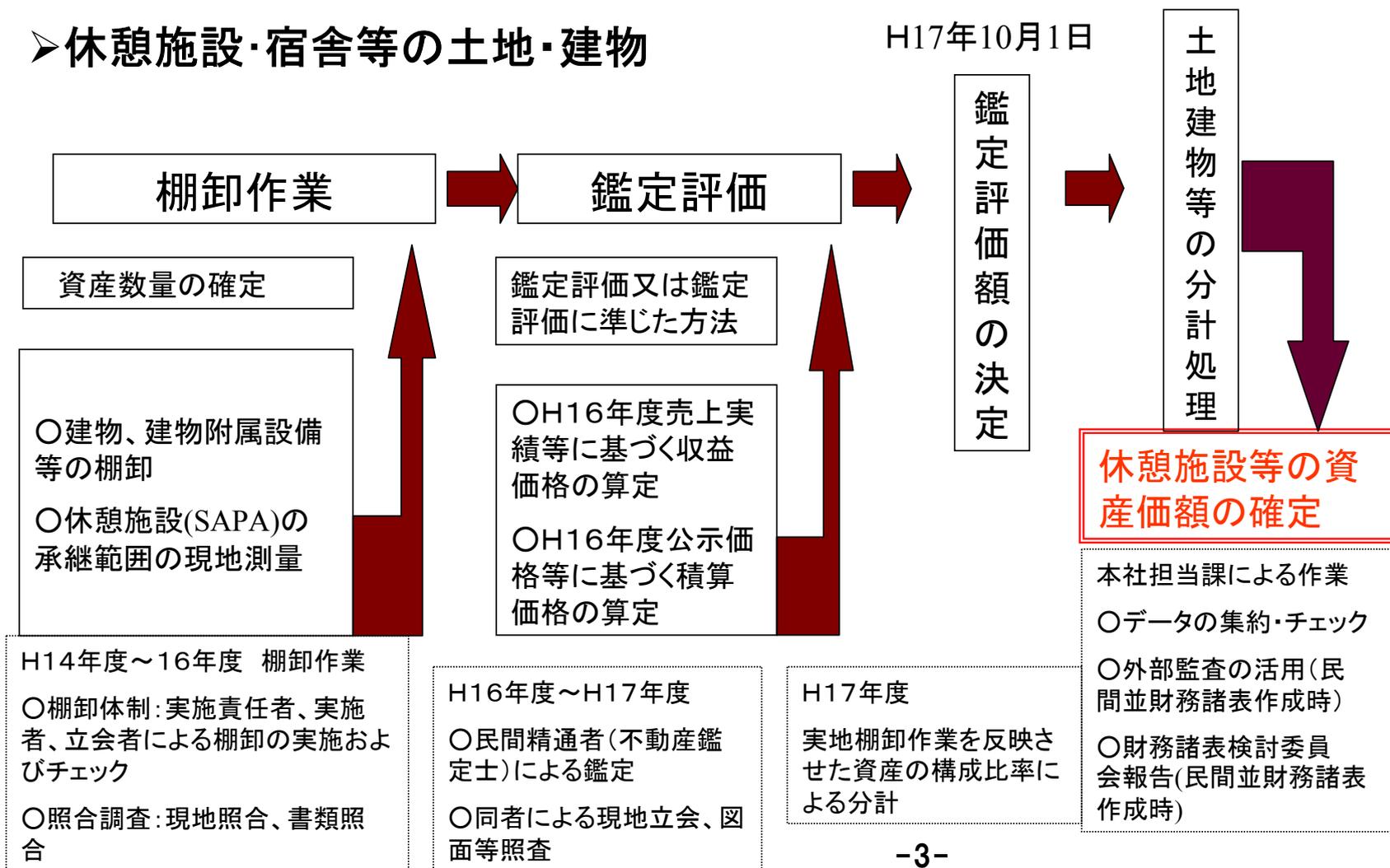
➤ 道路敷地等

H17年10月1日



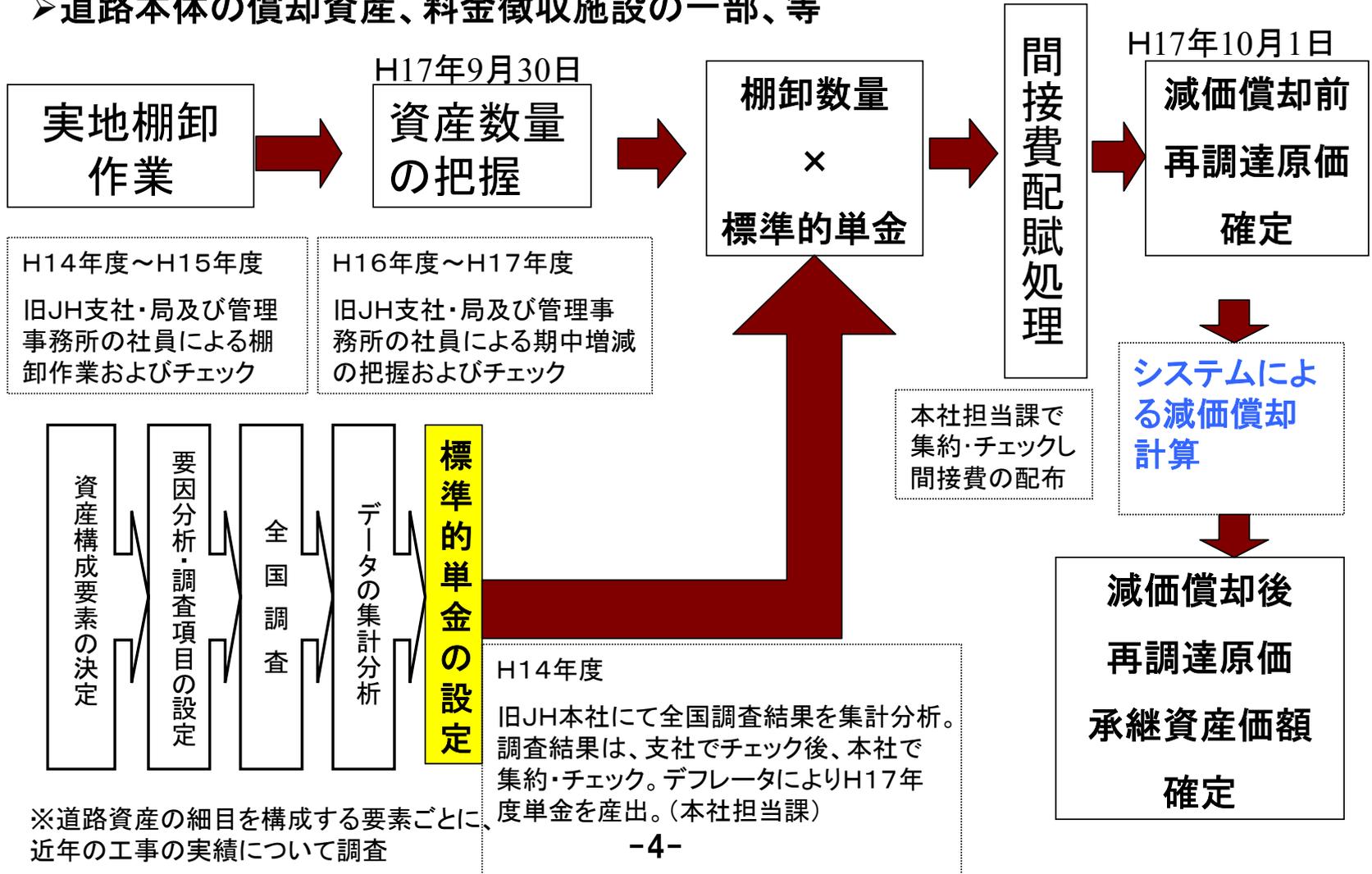
2. 鑑定評価または鑑定評価に準じた他方法の作業手順(2)

➤ 休憩施設・宿舎等の土地・建物



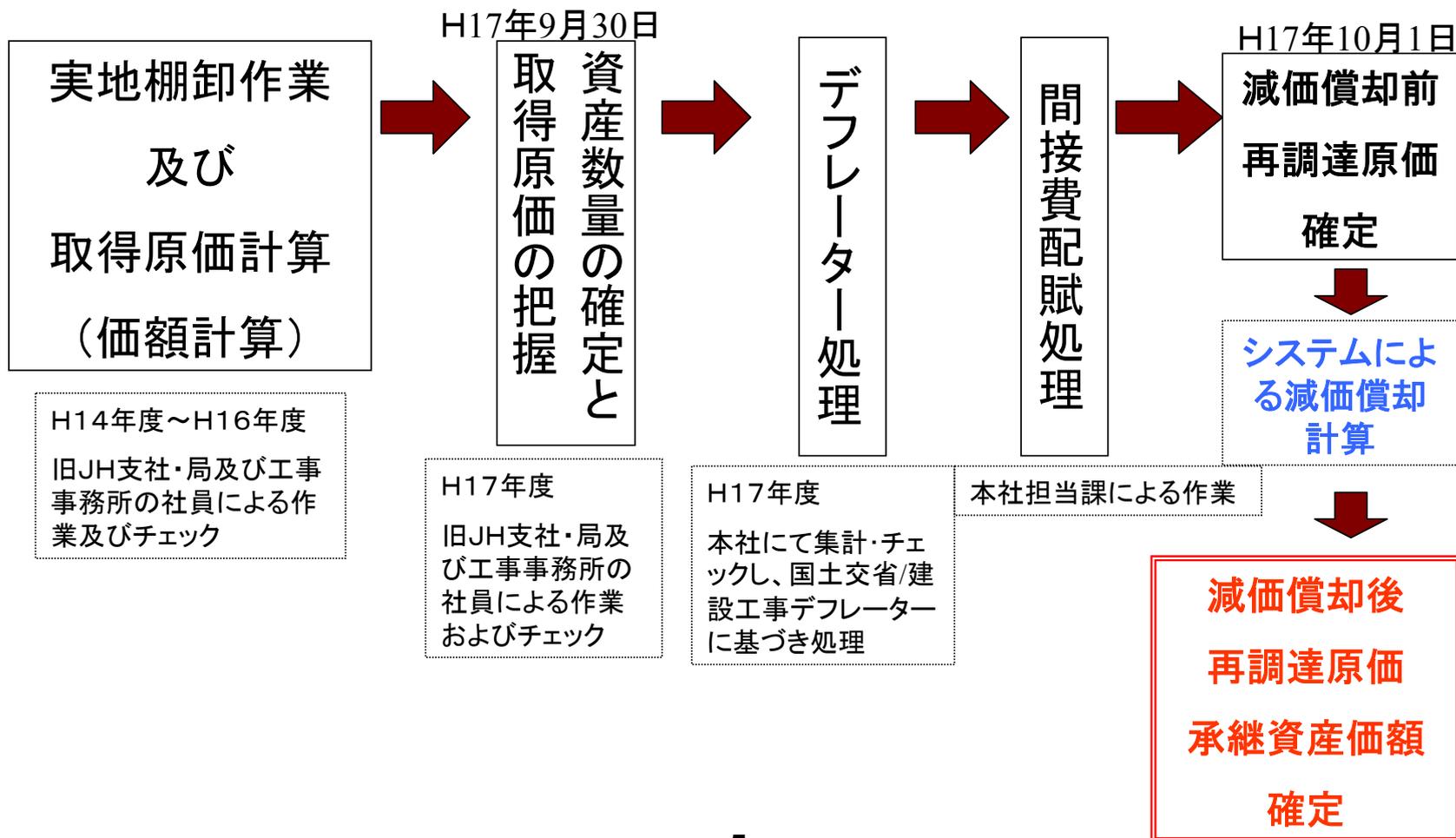
3. 標準的単金方式の作業手順

▶ 道路本体の償却資産、料金徴収施設の一部、等



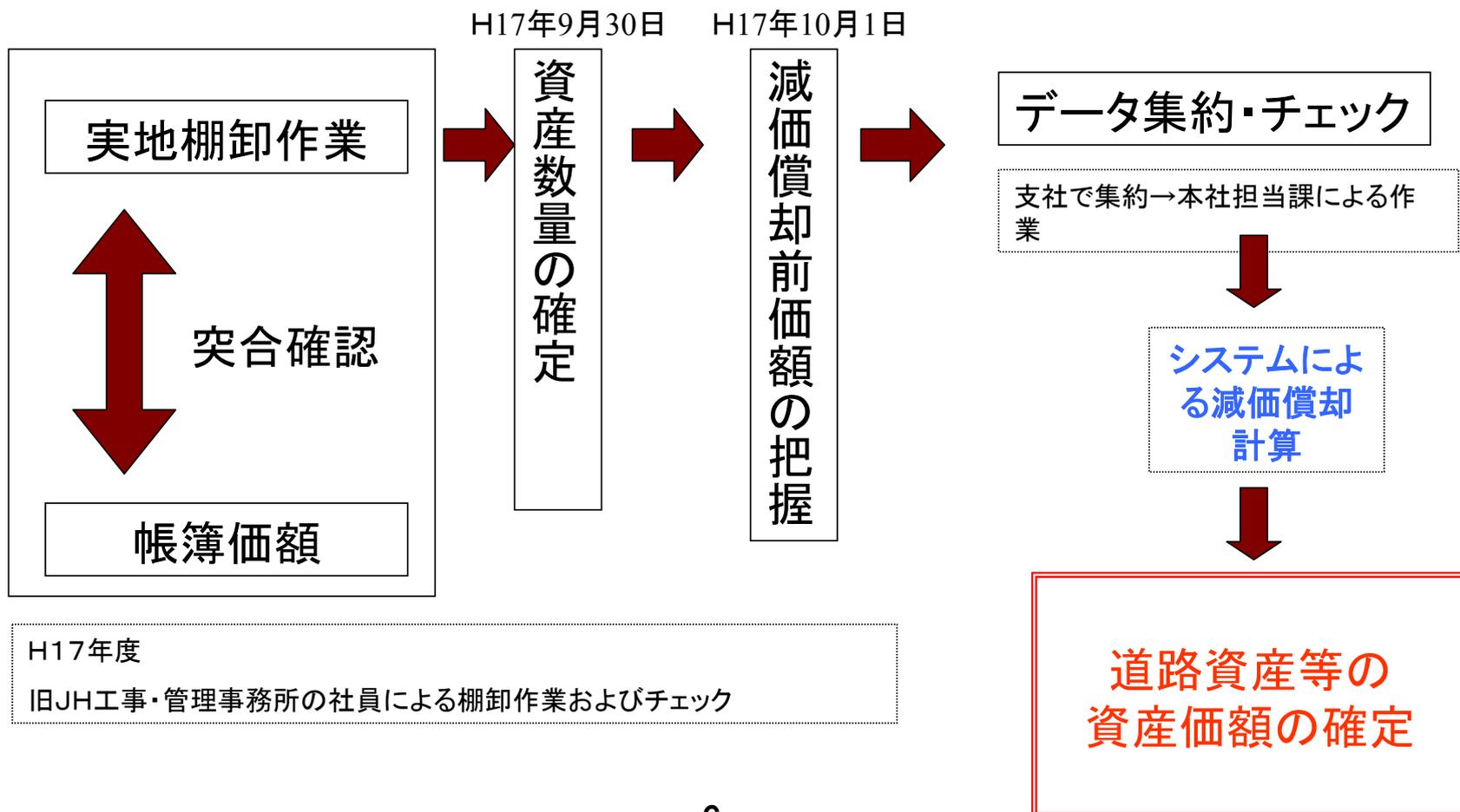
4. デフレーター調整方式の作業手順

➤平成14年度以降に供用した道路資産、仕掛道路資産、一部の構築物、等



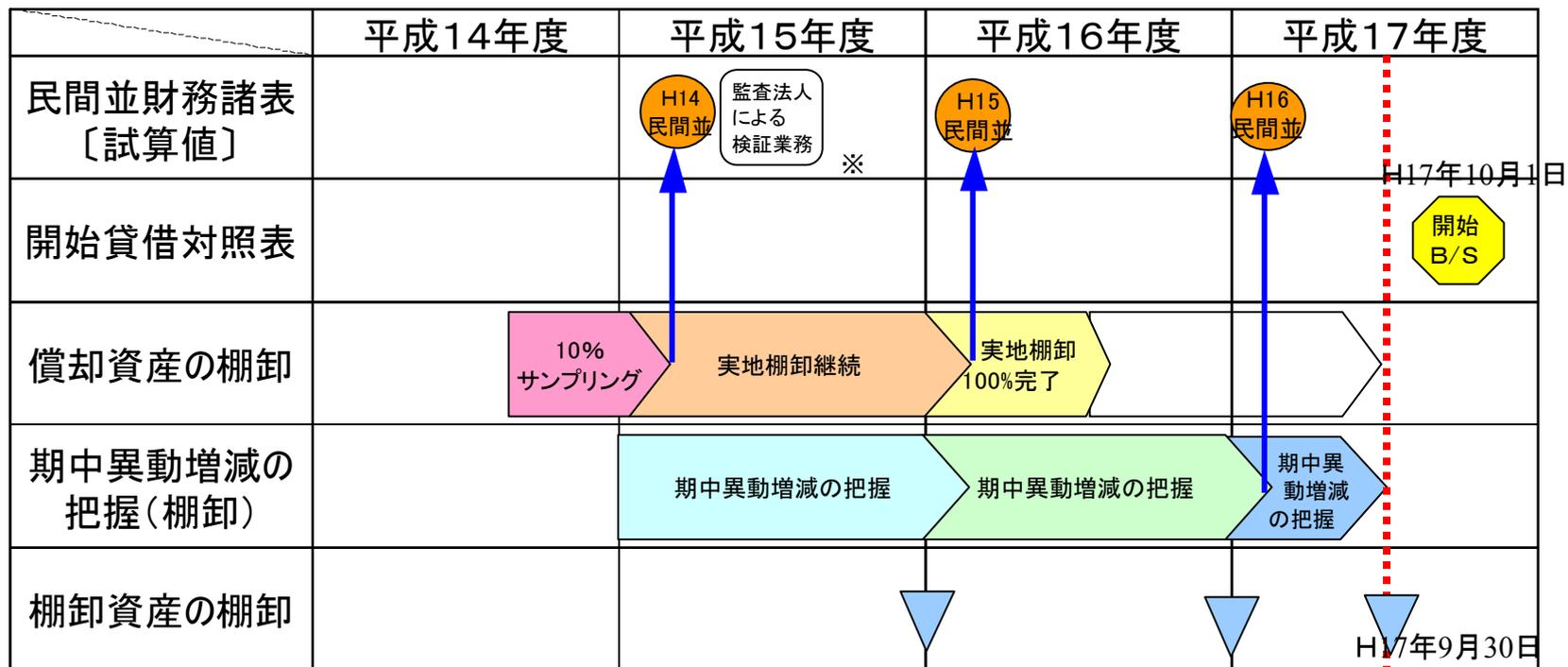
5. 簿価方式の作業手順

➤機械装置、工具器具備品等



6. 道路資産の棚卸の全体イメージ

➤ 道路資産の棚卸



※平成15年6月13日に公表した民間企業並財務諸表の道路事業固定資産計上額について、会計の専門家である監査法人が、独立した第三者の立場から、日本道路公団(JH)が採用した計算方法が「中間整理」(平成15年6月6日付け財務諸表検討委員会)の会計処理方法の考え方から逸脱していないかどうか、及びその計算過程・結果の検証が行われた。

7. 償却資産（構築物等）の棚卸（1）

➤ 道路資産の实地棚卸

道路資産について、道路管理上の必要性から作成した管理用図面、道路管理用台帳、固定資産台帳等（以下、「図面等」という。）を基に棚卸を行い、数量の把握を行うこととした。図面等については、正確な資産の状況等が記載されているか確認するために現地と図面等とを照合し、図面等の信頼性を確認した。

➤ 棚卸作業の流れ

① 図面等の準備

② 図面等から固定資産の数量把握

} 机上棚卸

③ その固定資産の品質確認（劣化資産等の確認）

④ 稼動資産、稼動休止資産、劣化資産の区分けの実施

⑤ 現地の固定資産と図面等を照合確認し、数量確定

⑥ 不適合箇所を図面等の是正措置

} 实地棚卸

7. 償却資産(構築物等)の棚卸(2)

➤棚卸作業の実施

日本道路公団(JH)は、国土交通大臣から平成15年通常国会中に公表できるよう指示を受け鋭意作成作業を進めてきた平成14事業年度民間企業並財務諸表〔試算値〕を平成15年6月に公表したところ。

この作業過程において、全国8,000kmの高速道路網を全て実地棚卸を行うことは時間的な制約から困難なため、具体の棚卸手法については、平成15年1月に開催されたJHの第4回財務諸表検討委員会(委員長:加古宜士早稲田大学商学部教授)において、「サンプリング調査により既存の図面・台帳類と現況とを適切に照合確認する」旨承認されたところ。

サンプリング調査の実施延長は、各管理事務所における管理延長の1割程度の延長を目標に実地棚卸を実施することとされた。

なお、上記以降、継続的に実地棚卸を実施し、これまでに全国の高速道路について網羅されている。

7. 償却資産(構築物等)の棚卸(3)

➤ 棚卸作業の実施体制

① 総括実施責任者[管理事務所長]

- ・ 実地棚卸データの立会検査結果の報告に基づき、棚卸実施者の業務履行確認を行う。

② 副責任者[管理事務副所長(技術)]

- ・ 現地における実地棚卸作業の総括管理(工程、実施方法の確認、棚卸結果の確認、安全管理等)
- ・ その他、総括実施責任者の補助

③ 実施責任者[支社・局 資産評価担当代理]

- ・ 支社・局管内の実地棚卸の工程管理
- ・ 立会検査結果及び実地棚卸結果の総括実施責任者への報告
- ・ 不適合箇所の原因調査と結果の取りまとめを行い、修正指示。

④ 立会者[管理事務所の助役又は担当者]

- ・ 実施者の照合確認作業に立会い、作業手順等が著しく相違した場合は適切な指示を行う。
- ・ 立会検査を実施し、誤りが散見された場合は実施責任者に報告する。

7. 償却資産（構築物等）の棚卸（4）

➤ 棚卸作業の実施体制（つづき）

⑤実施者〔現地調査員又は補足的にDM：請負人〕

・予め定められた作業手順等に基づき、現地の道路資産の現況数量、種別、位置等を確認し、棚卸用図面や既存各種台帳等との照合を行う。

⑥実施準備者〔DM：請負人〕

・現物棚卸を効率的に行うために必要となる事前準備（対象資産の確認、図面・台帳等の整備）や棚卸結果の書類、データ等の整理及び管理を行う。また、実施責任者の指示により、現地調査等の補助を行う。

棚卸実施体制表（〇〇事務所）			様式第1号
総括実施責任者	所属	氏名	
副責任者	所属	氏名	
担当者 照合区間	実施者	実施責任者	立会者
〇〇道路（〇〇～〇〇）	所属	所属	所属
〇：〇KP～〇KP）	氏名	氏名	氏名

8. 監査法人がチェックした内容

➤ 開始貸借対照表計上額に係る会計監査人チェック

➤ 仕掛道路資産、有形固定資産、無形固定資産

✓仕掛道路資産については、固定資産管理システムデータからサンプルとして数件抽出し、資産評価委員会の「評価要領(案)」どおりに計上されているか確認

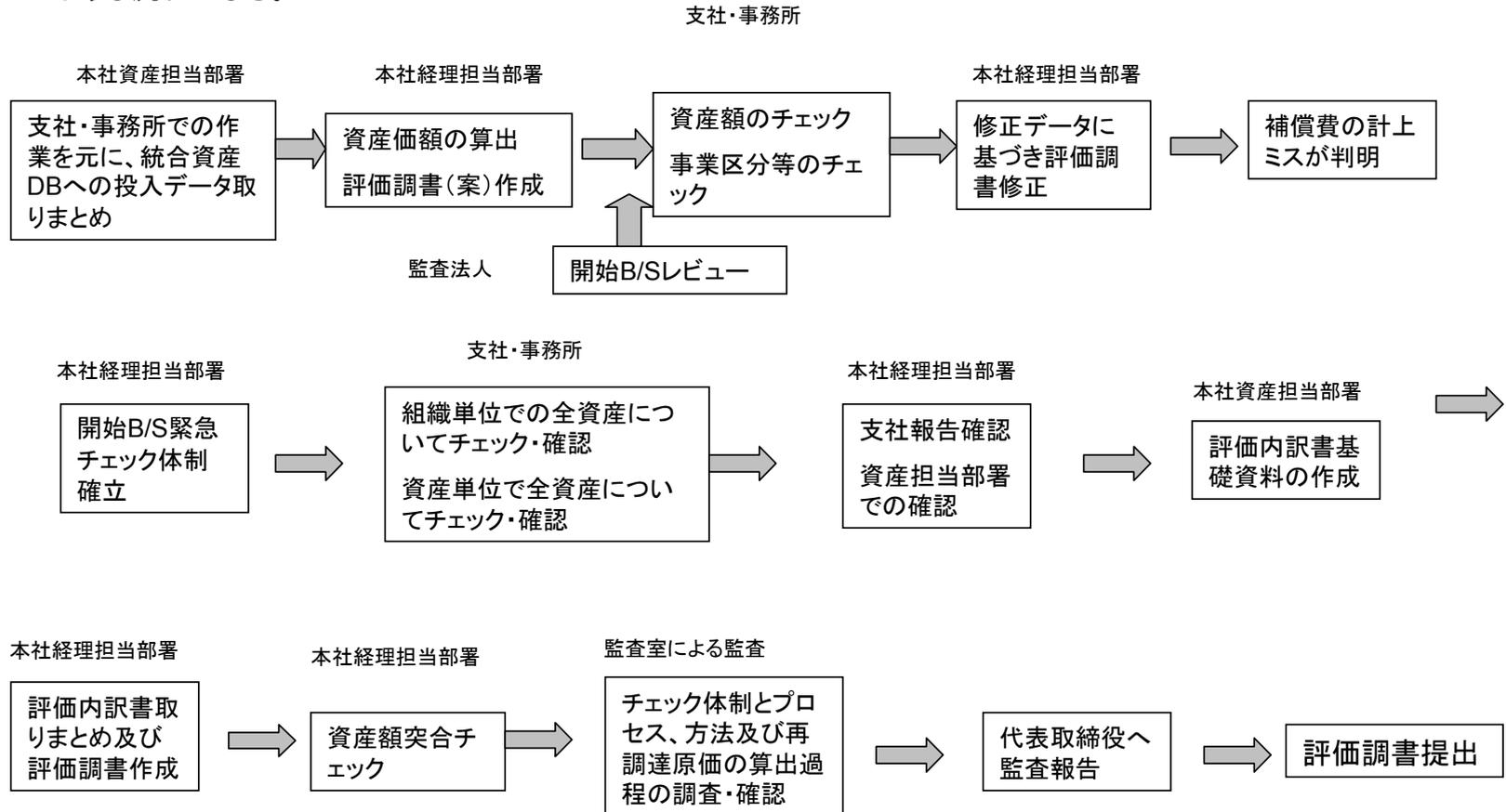
✓固定資産を評価方法別に区分整理し、固定資産管理システムデータからサンプルとして数件抽出し、資産評価委員会の「評価要領(案)」どおりに計上されているか確認

※上記サンプルにつき、単金表、鑑定評価に係る調査報告書、台帳等計上根拠資料との照合を行い評価要領どおりに評価されていることなどをチェックして頂いている。

➤会社は、会計監査人から受けた指摘事項を踏まえて、再度全社的なチェックを行い、評価調書を作成している。指摘事項及び全社的なチェックで発見された修正データについては、監査法人の確認作業が今後予定されている。

1. 資産価額のチェック作業の手順(その後)

- 具体的な資産評価作業は、評価の方法によって異なるが、今回行った全社的なチェック作業について総合すると以下のような流れになる。



2. 資産評価委員会の延期

- 用地費の計上漏れがあったことから、資産評価委員会を延期して各社で「資産評価調書作成データの再チェック体制の構築と再チェックの実施」
 - 緊急チェック体制の構築
 - 全資産について、組織単位・資産種類毎の二重の系統からのチェック
 - 資産評価調書作成データと資産評価調書の突合チェック
 - 内部監査によるチェック体制の適正性のチェック

3. 緊急チェック体制の構築

- 経理担当常務のもと、緊急チェック体制を構築した。

総括責任者	経理担当常務
副総括責任者	経理部長
担当部長	建設事業部長
	保全サービス部長
	SA・PA事業部長
	事業開発部長
内部監査	監査室
事務局	経理部 決算税務チーム

4. 内部監査の実施

●3月2～3日にかけて内部監査を実施

場所:本社、横浜支社、中部地区支配人、静岡管理事務所において内部監査を実施

主な検査内容:

1. チェック体制の確認
2. 再調達価額の算出方法等

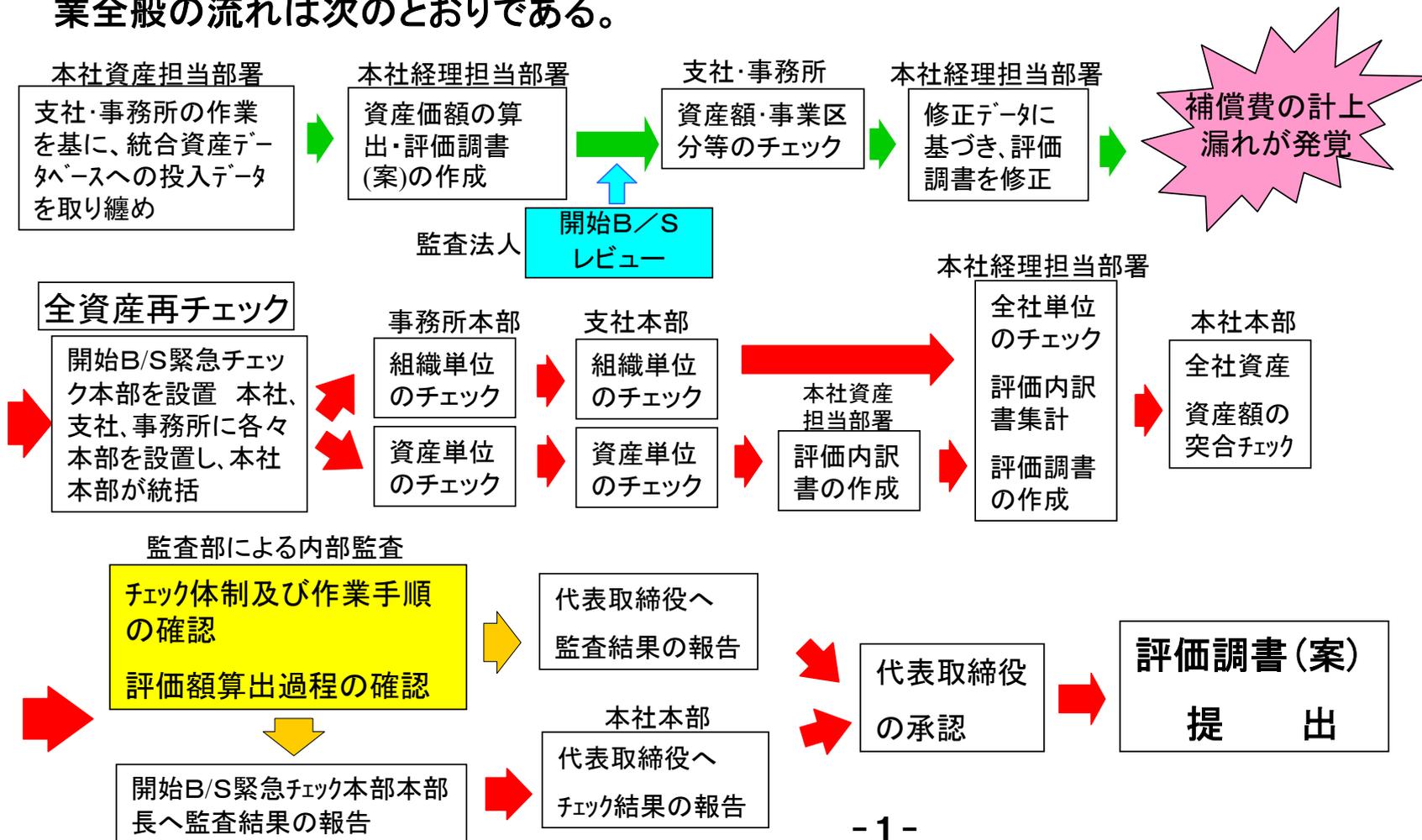
資産評価作業の手順

平成18年3月

西日本高速道路株式会社

1. 資産評価作業の手順

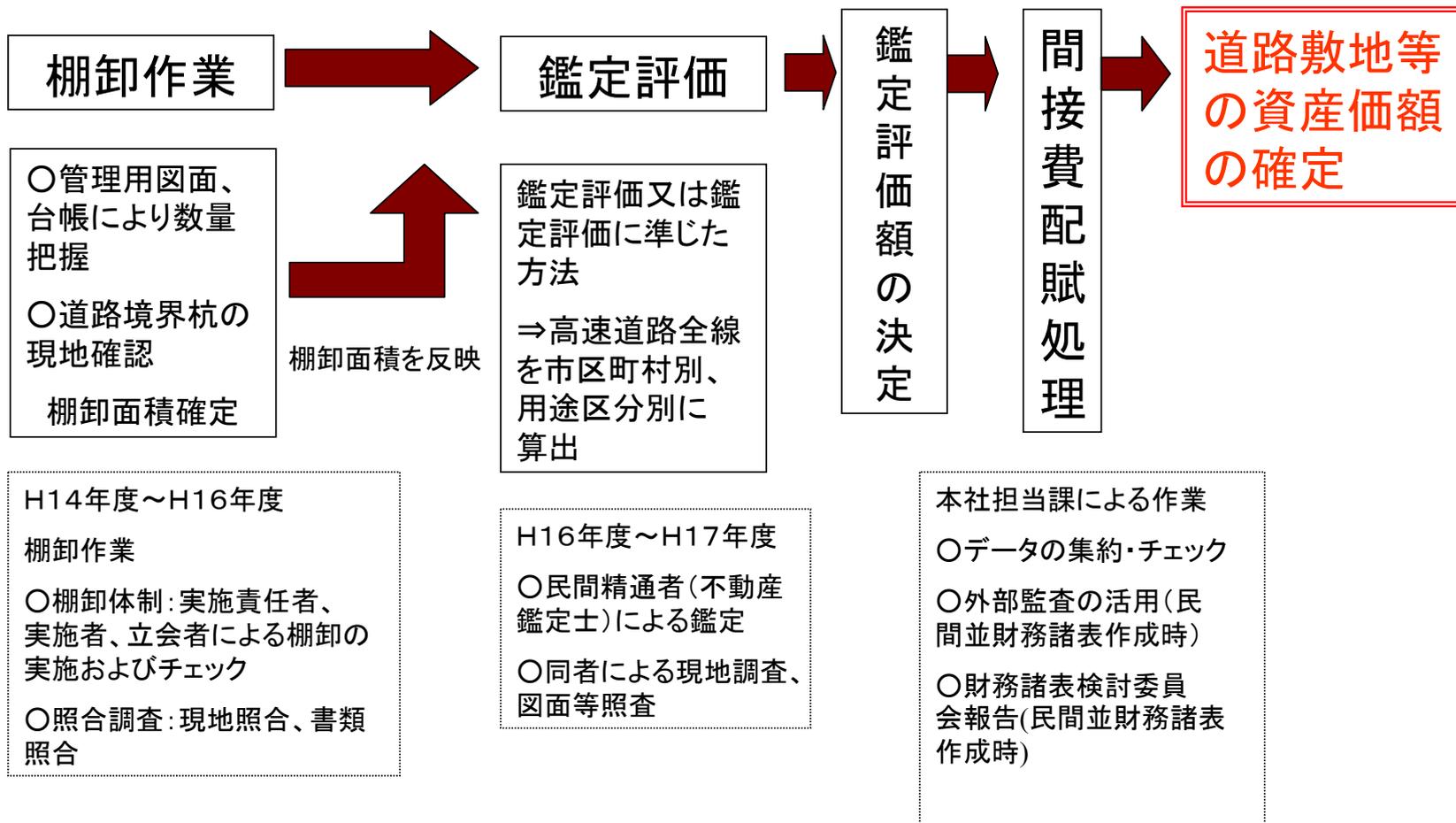
具体的な評価作業は、資産の種類により手順が異なるが、今回実施したチェック作業全般の流れは次のとおりである。



2. 鑑定評価または鑑定評価に準じた他方法の作業手順(1)

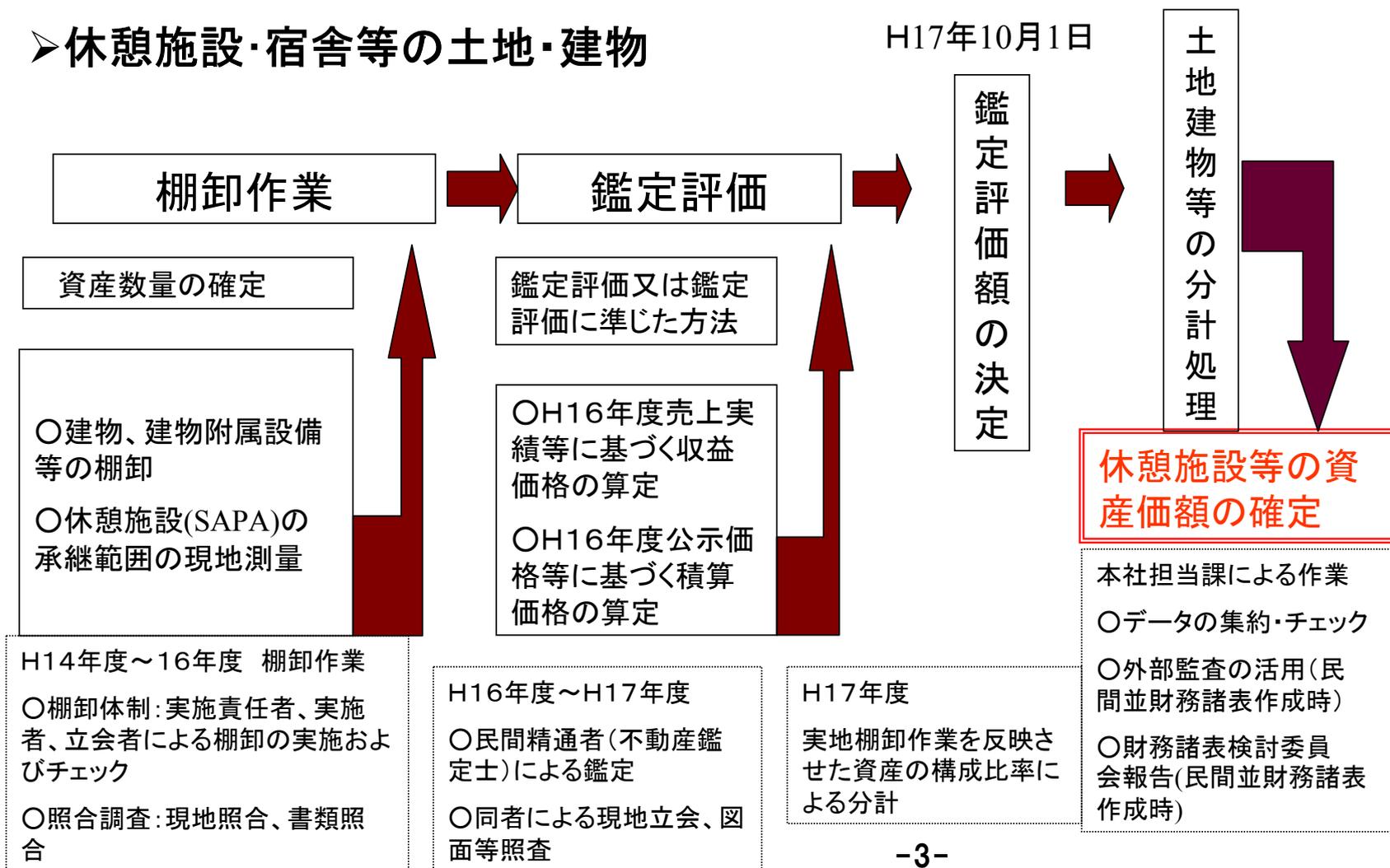
➤ 道路敷地等

H17年10月1日



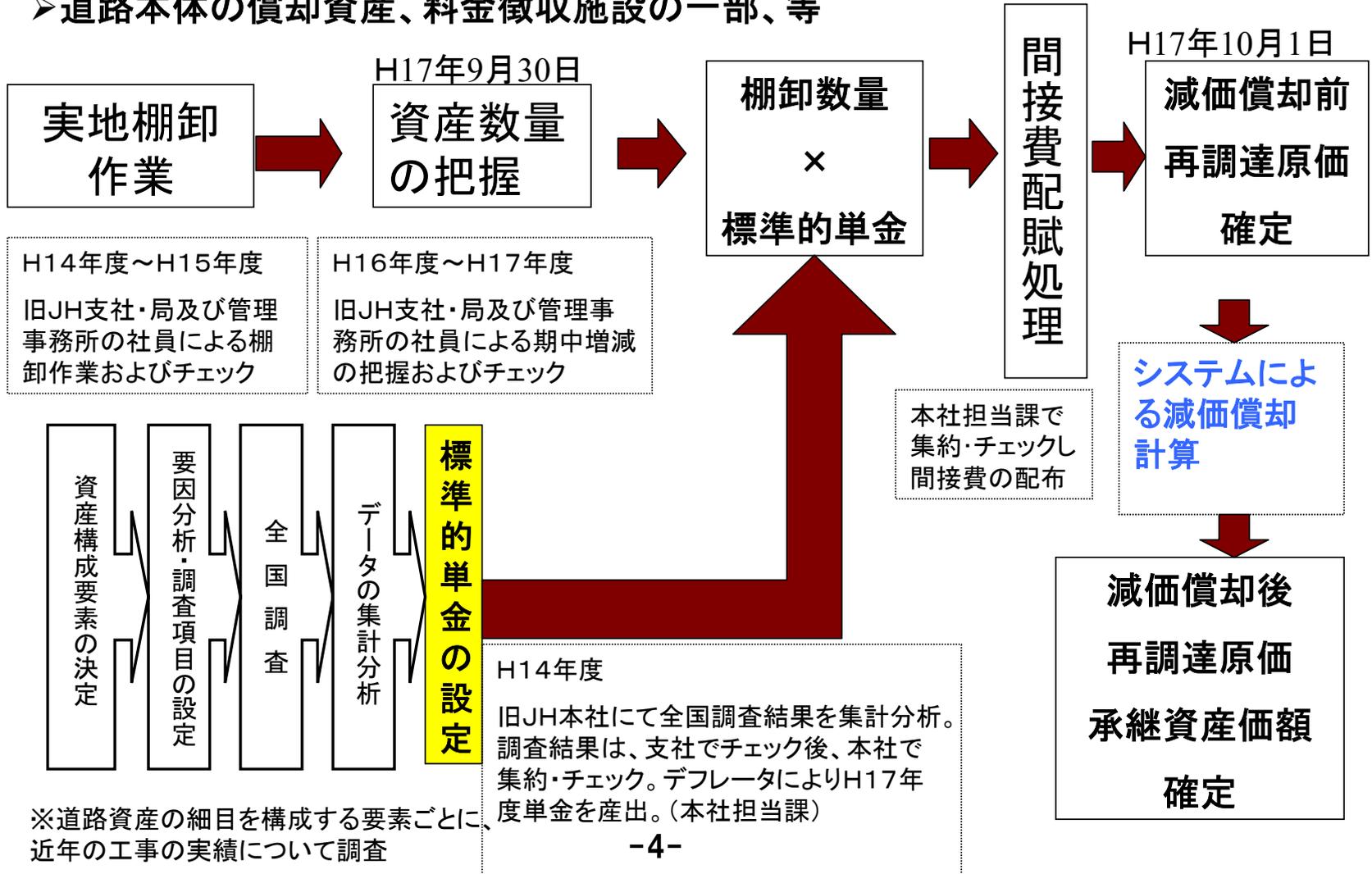
2. 鑑定評価または鑑定評価に準じた他方法の作業手順(2)

➤ 休憩施設・宿舍等の土地・建物



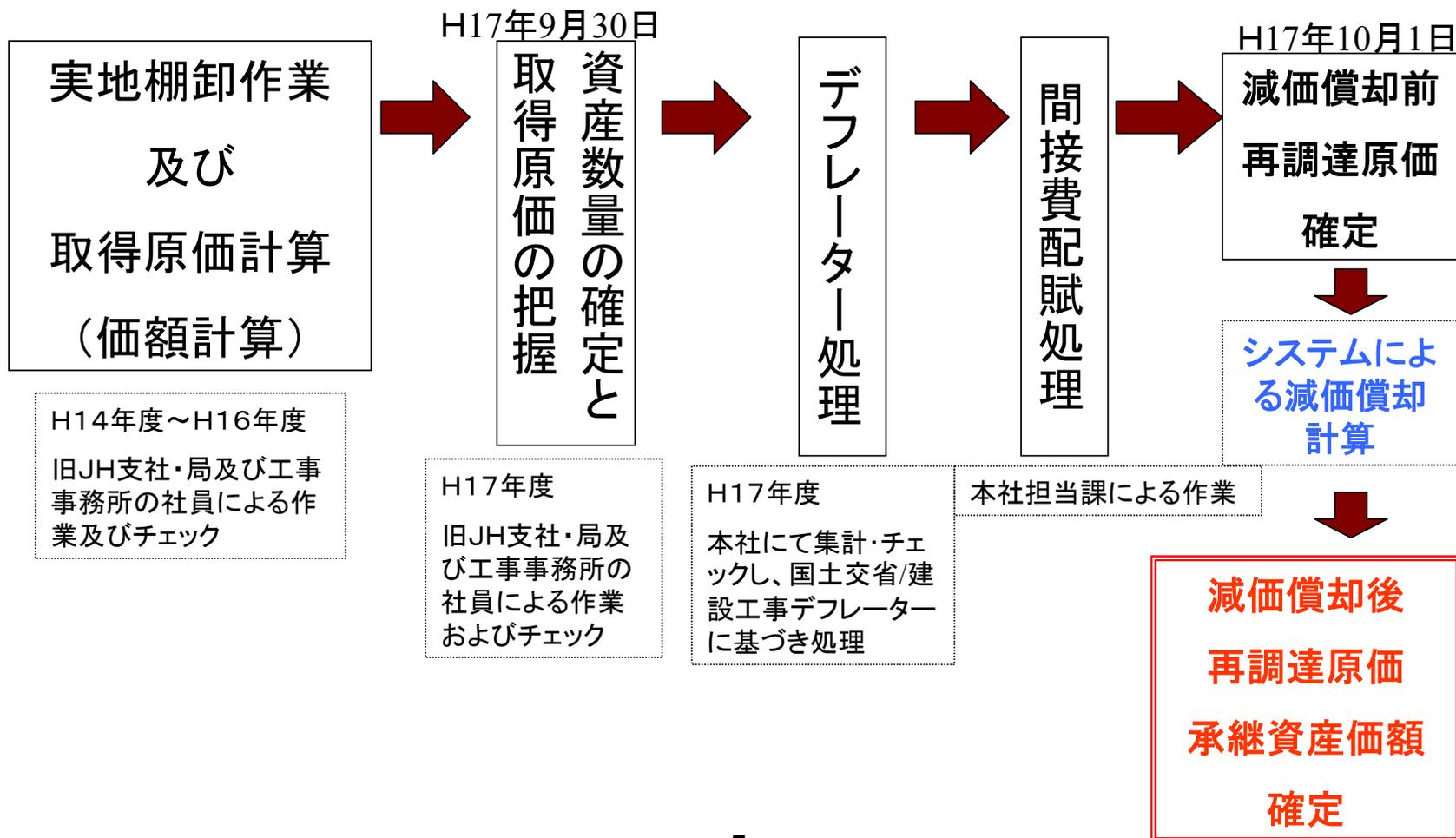
3. 標準的単金方式の作業手順

▶ 道路本体の償却資産、料金徴収施設の一部、等



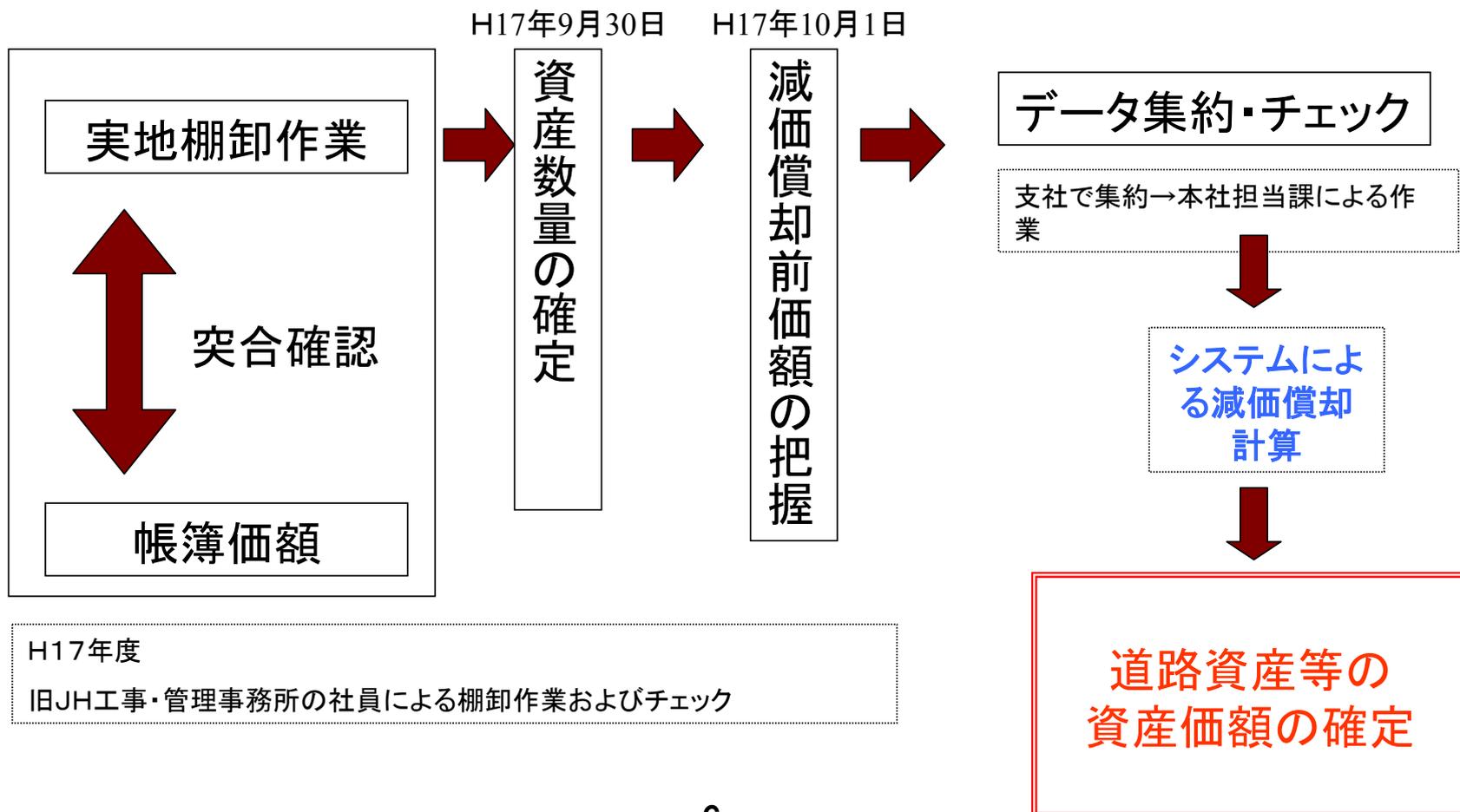
4. デフレーター調整方式の作業手順

➤平成14年度以降に供用した道路資産、仕掛道路資産、一部の構築物、等



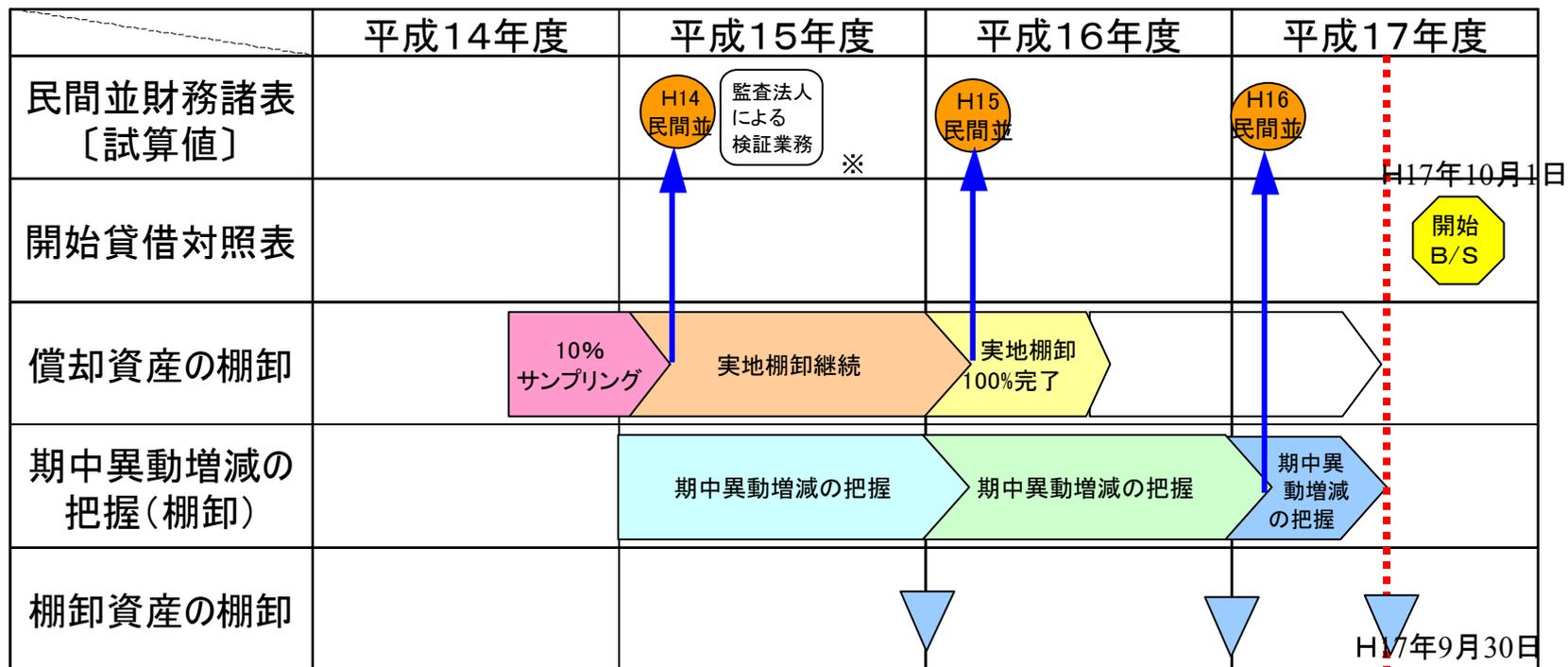
5. 簿価方式の作業手順

➤機械装置、工具器具備品等



6. 道路資産の棚卸の全体イメージ

➤ 道路資産の棚卸



※平成15年6月13日に公表した民間企業並財務諸表の道路事業固定資産計上額について、会計の専門家である監査法人が、独立した第三者の立場から、日本道路公団(JH)が採用した計算方法が「中間整理」(平成15年6月6日付け財務諸表検討委員会)の会計処理方法の考え方から逸脱していないかどうか、及びその計算過程・結果の検証が行われた。

7. 償却資産(構築物等)の棚卸(1)

➤ 道路資産の实地棚卸

道路資産について、道路管理上の必要性から作成した管理用図面、道路管理用台帳、固定資産台帳等(以下、「図面等」という。)を基に棚卸を行い、数量の把握を行うこととした。図面等については、正確な資産の状況等が記載されているか確認するために現地と図面等とを照合し、図面等の信頼性を確認した。

➤ 棚卸作業の流れ

① 図面等の準備

② 図面等から固定資産の数量把握

} 机上棚卸

③ その固定資産の品質確認(劣化資産等の確認)

④ 稼動資産、稼動休止資産、劣化資産の区分けの実施

⑤ 現地の固定資産と図面等を照合確認し、数量確定

⑥ 不適合箇所を図面等の是正措置

} 实地棚卸

7. 償却資産(構築物等)の棚卸(2)

➤棚卸作業の実施

日本道路公団(JH)は、国土交通大臣から平成15年通常国会中に公表できるよう指示を受け鋭意作成作業を進めてきた平成14事業年度民間企業並財務諸表〔試算値〕を平成15年6月に公表したところ。

この作業過程において、全国8,000kmの高速道路網を全て実地棚卸を行うことは時間的な制約から困難なため、具体の棚卸手法については、平成15年1月に開催されたJHの第4回財務諸表検討委員会(委員長:加古宜士早稲田大学商学部教授)において、「サンプリング調査により既存の図面・台帳類と現況とを適切に照合確認する」旨承認されたところ。

サンプリング調査の実施延長は、各管理事務所における管理延長の1割程度の延長を目標に実地棚卸を実施することとされた。

なお、上記以降、継続的に実地棚卸を実施し、これまでに全国の高速道路について網羅されている。

7. 償却資産(構築物等)の棚卸(3)

➤ 棚卸作業の実施体制

① 総括実施責任者[管理事務所長]

- ・ 実地棚卸データの立会検査結果の報告に基づき、棚卸実施者の業務履行確認を行う。

② 副責任者[管理事務副所長(技術)]

- ・ 現地における実地棚卸作業の総括管理(工程、実施方法の確認、棚卸結果の確認、安全管理等)
- ・ その他、総括実施責任者の補助

③ 実施責任者[支社・局 資産評価担当代理]

- ・ 支社・局管内の実地棚卸の工程管理
- ・ 立会検査結果及び実地棚卸結果の総括実施責任者への報告
- ・ 不適合箇所の原因調査と結果の取りまとめを行い、修正指示。

④ 立会者[管理事務所の助役又は担当者]

- ・ 実施者の照合確認作業に立会い、作業手順等が著しく相違した場合は適切な指示を行う。
- ・ 立会検査を実施し、誤りが散見された場合は実施責任者に報告する。

7. 償却資産（構築物等）の棚卸（4）

➤ 棚卸作業の実施体制（つづき）

⑤実施者〔現地調査員又は補足的にDM：請負人〕

・予め定められた作業手順等に基づき、現地の道路資産の現況数量、種別、位置等を確認し、棚卸用図面や既存各種台帳等との照合を行う。

⑥実施準備者〔DM：請負人〕

・現物棚卸を効率的に行うために必要となる事前準備（対象資産の確認、図面・台帳等の整備）や棚卸結果の書類、データ等の整理及び管理を行う。また、実施責任者の指示により、現地調査等の補助を行う。

棚卸実施体制表（〇〇事務所）			様式第1号
総括実施責任者	所属	氏名	
副責任者	所属	氏名	
担当者 照合区間	実施者	実施責任者	立会者
〇〇道路（〇〇～〇〇）	所属	所属	所属
〇：〇KP～〇KP）	氏名	氏名	氏名

8. 監査法人がチェックした内容

➤ 開始貸借対照表計上額に係る会計監査人チェック

➤ 仕掛道路資産、有形固定資産、無形固定資産

✓仕掛道路資産については、固定資産管理システムデータからサンプルとして数件抽出し、資産評価委員会の「評価要領(案)」どおりに計上されているか確認

✓固定資産を評価方法別に区分整理し、固定資産管理システムデータからサンプルとして数件抽出し、資産評価委員会の「評価要領(案)」どおりに計上されているか確認

※上記サンプルにつき、単金表、鑑定評価に係る調査報告書、台帳等計上根拠資料との照合を行い評価要領どおりに評価されていることなどをチェックして頂いている。

➤会社は、会計監査人から受けた指摘事項を踏まえて、再度全社的なチェックを行い、評価調書を作成している。指摘事項及び全社的なチェックで発見された修正データについては、監査法人の確認作業が今後予定されている。

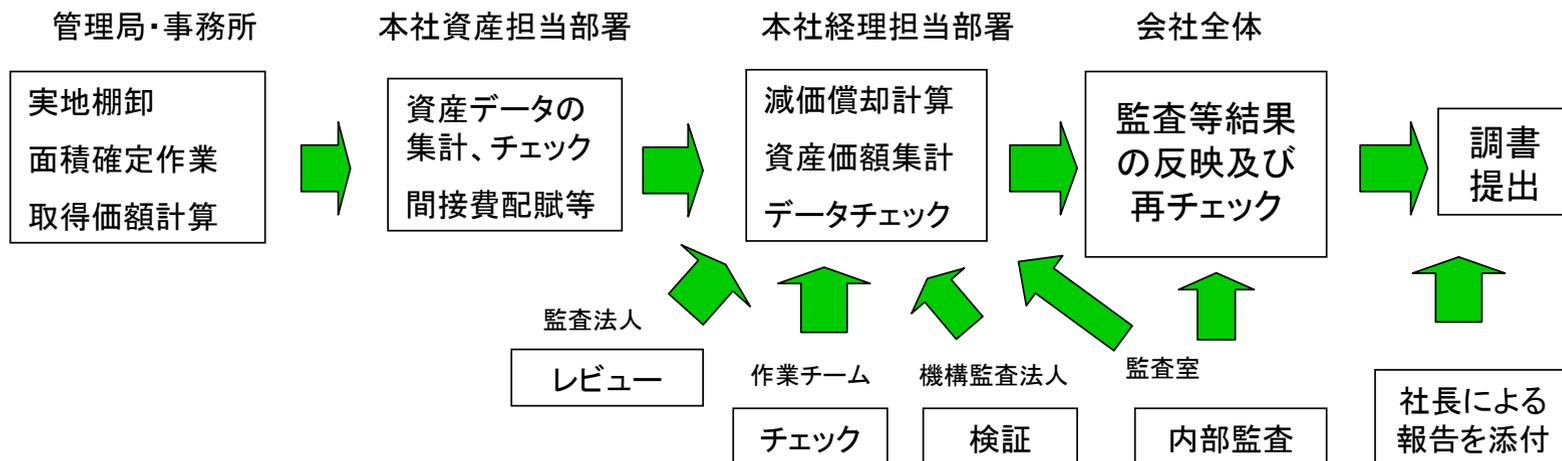
資産評価作業の手順

平成18年3月

首都高速道路株式会社

1. 資産評価作業の手順

首都高速道路公団から首都高速道路株式会社及び日本高速道路保有・債務返済機構に承継することとなる資産の評価は、再調達原価方式によることとなるが、評価作業は、評価の方法によって採用する手順が異なり、概ね以下のとおりで大別できる。また、これらを総合した全体の流れは下図のとおりである。



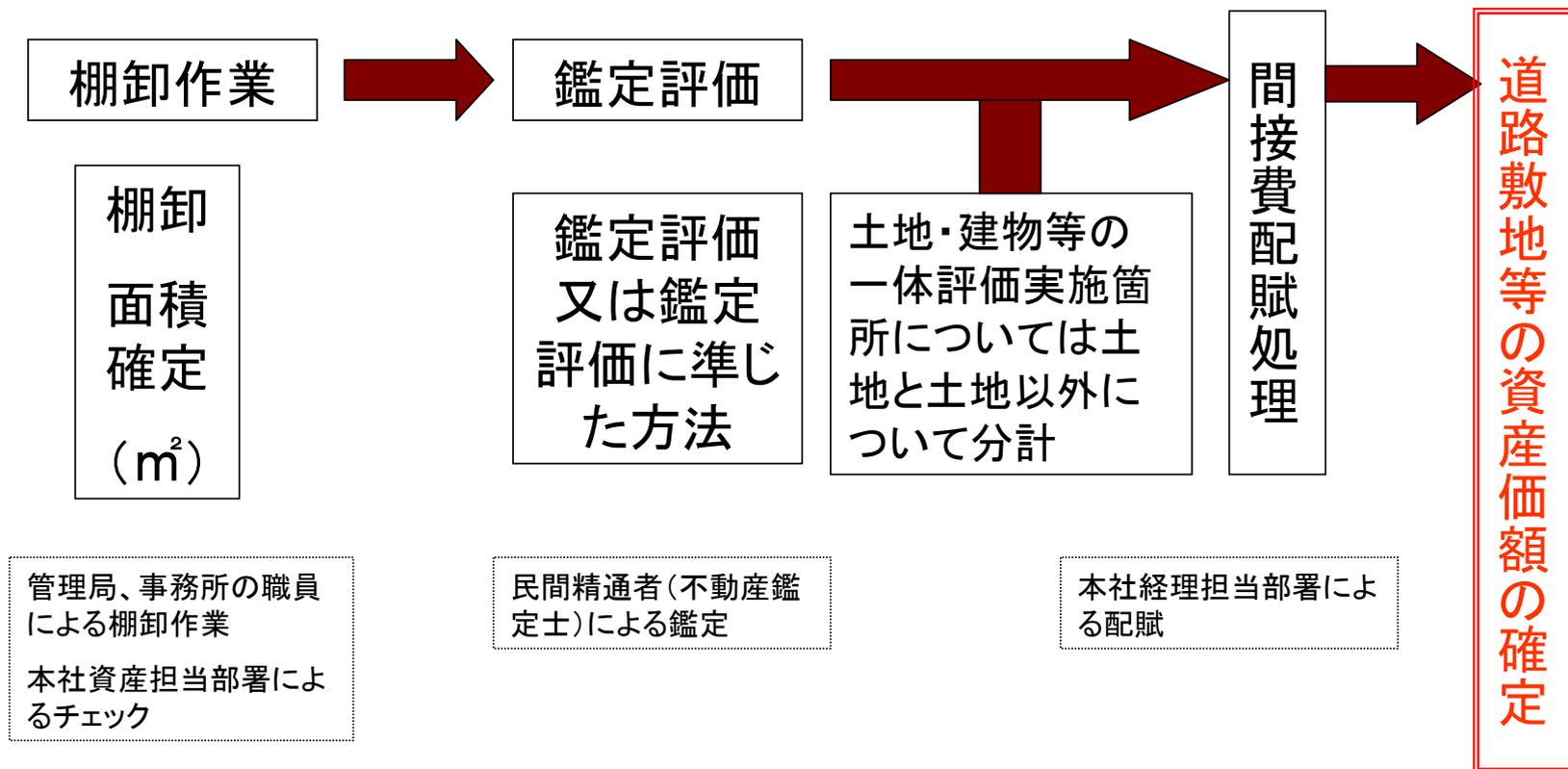
(1) 非償却資産（土地）

⇒ 鑑定評価及び鑑定評価に準じた方法

(2) 償却資産 ⇒ デフレーター調整方式、標準的単金方式

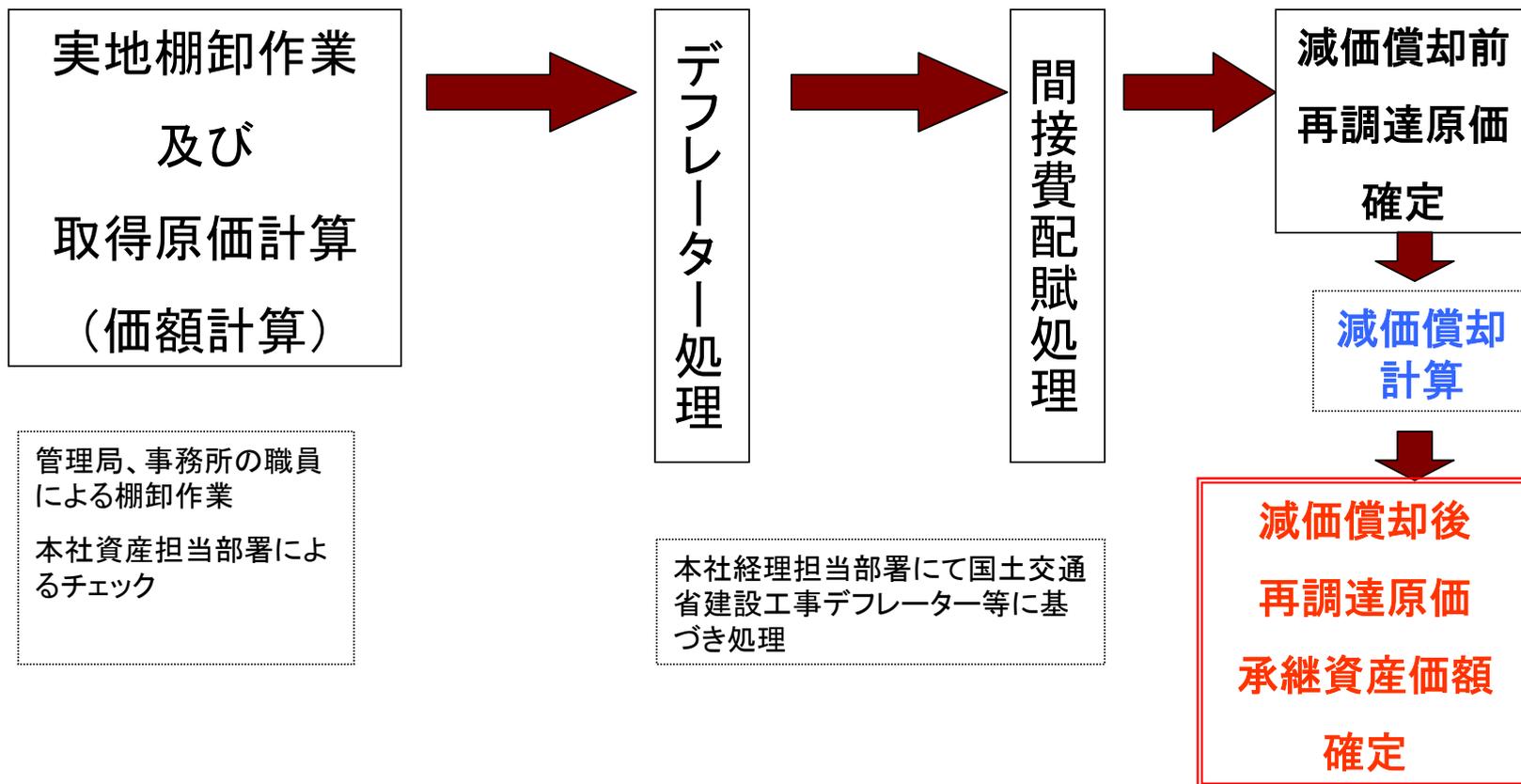
2. 非償却資産(土地)の資産評価作業の手順

➤ 道路敷地



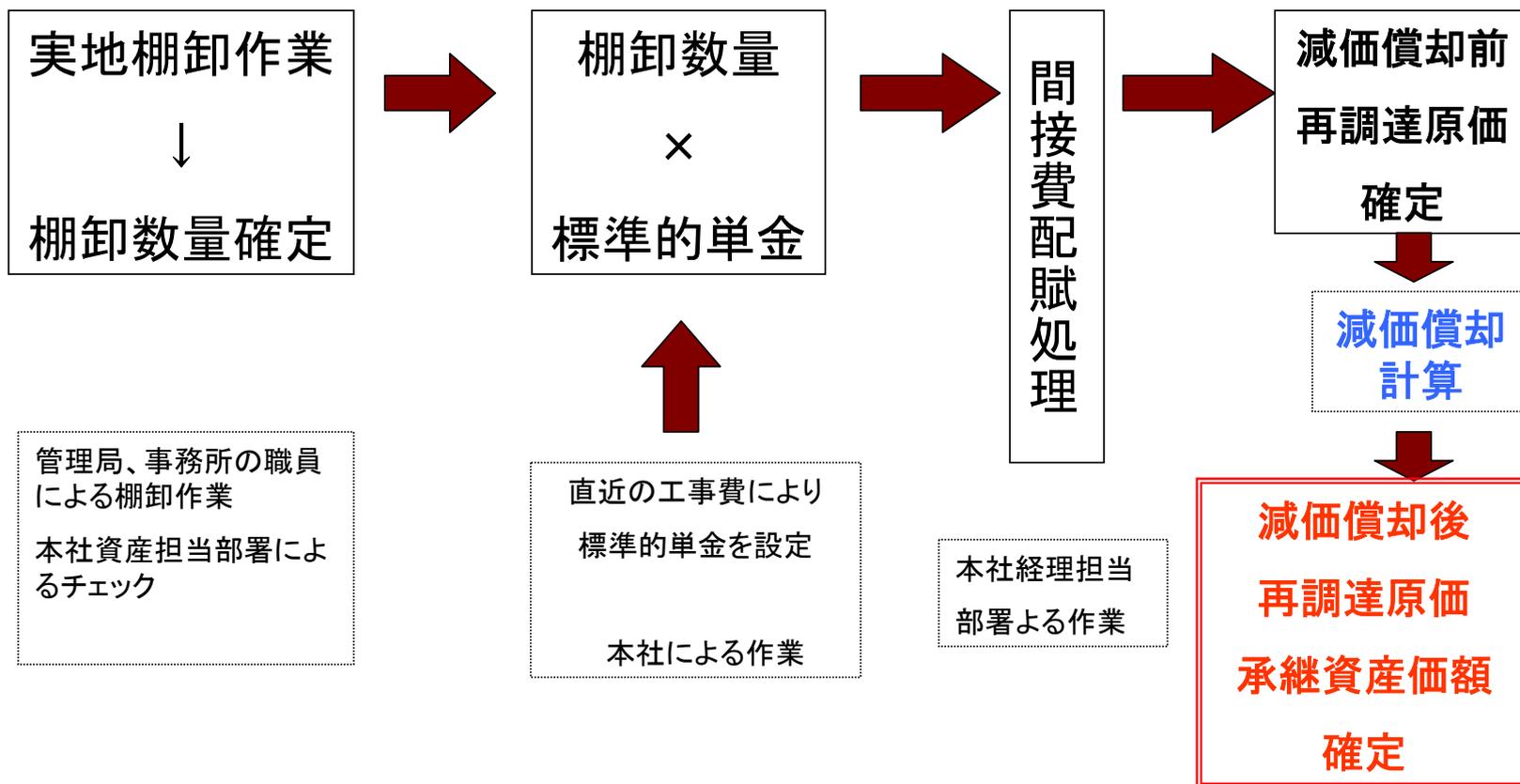
3. 償却資産（構築物等）の資産評価作業の手順

➤ デフレーター調整方式



3. 償却資産(構築物等)の資産評価作業の手順

➤ 標準的単金方式

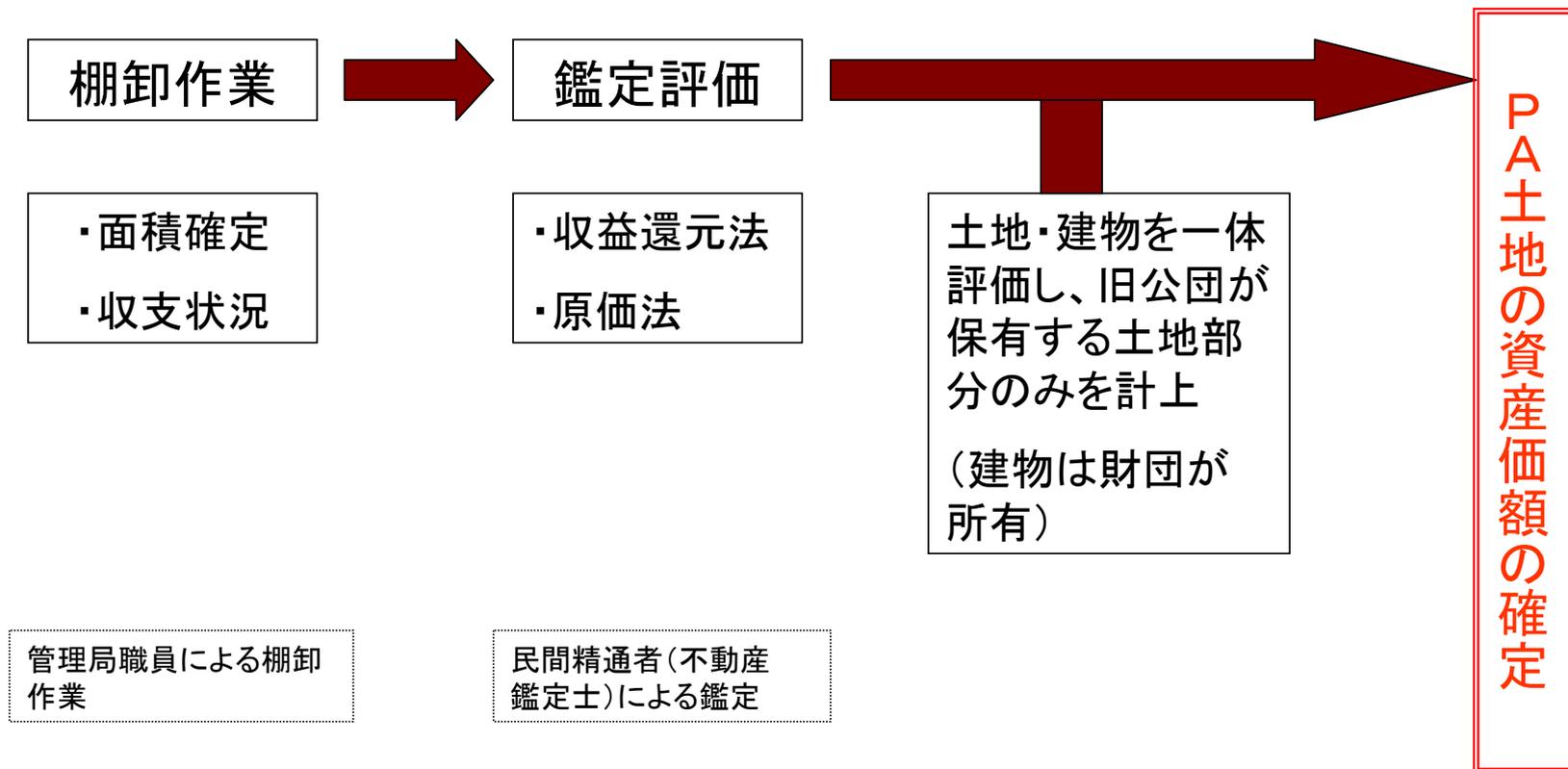


4. その他の固定資産の資産評価の手順

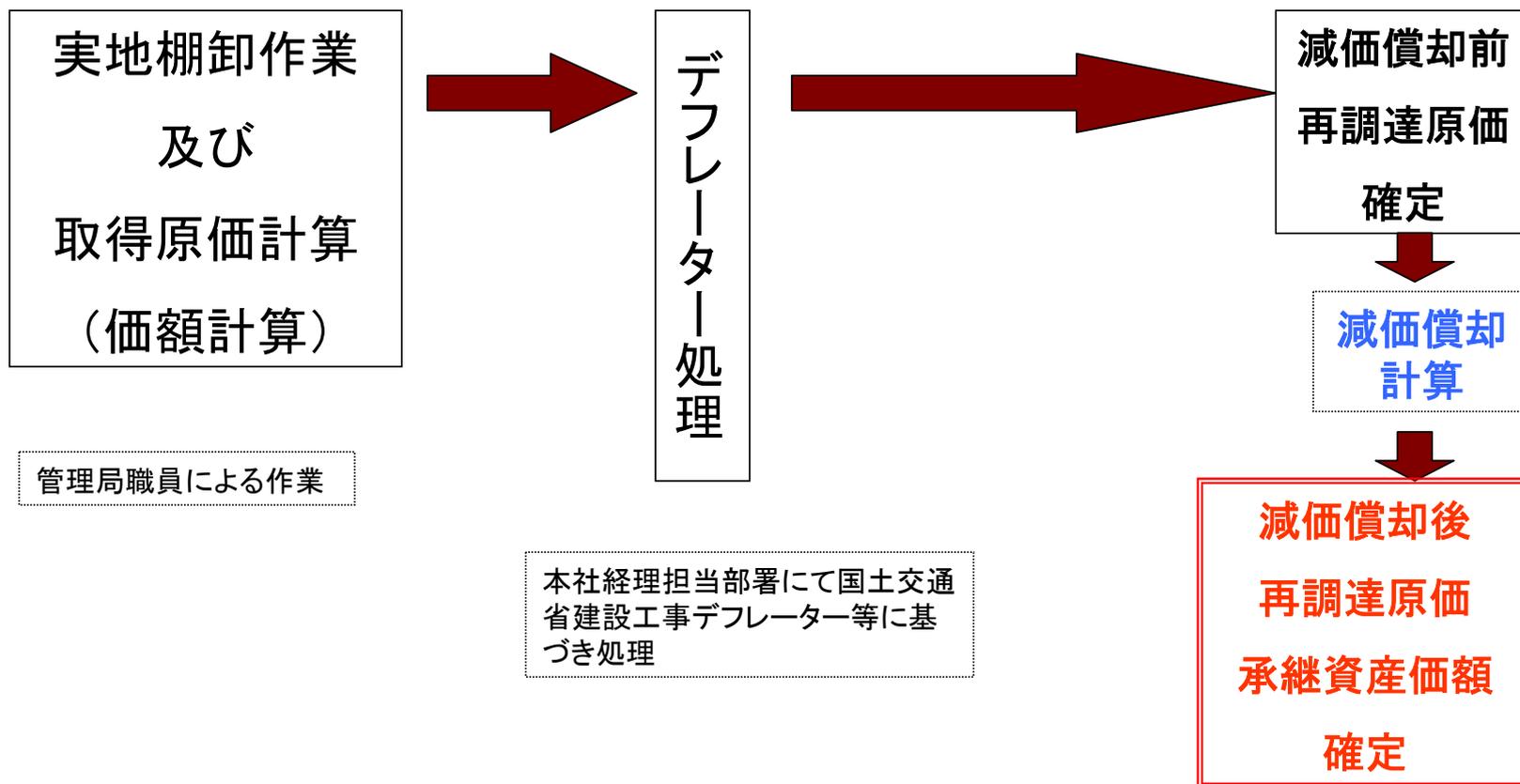
首都高速道路公団から首都高速道路株式会社及び日本高速道路保有・債務返済機構に承継することとなる資産の評価は、再調達原価方式によることとなるが、その評価作業は、評価の方法によって採用する手順が異なり、概ね以下のとおりに大別できる。また、これらを総合した全体の流れは1ページと同様である。

- (1) 道路区域外のP Aの土地 ⇒ 鑑定評価
- (2) 有料駐車場 ⇒ デフレーター調整方式
- (3) 支社等の庁舎、宿舎 ⇒ 鑑定評価
- (4) 車両、工具器具備品等 ⇒ 簿価

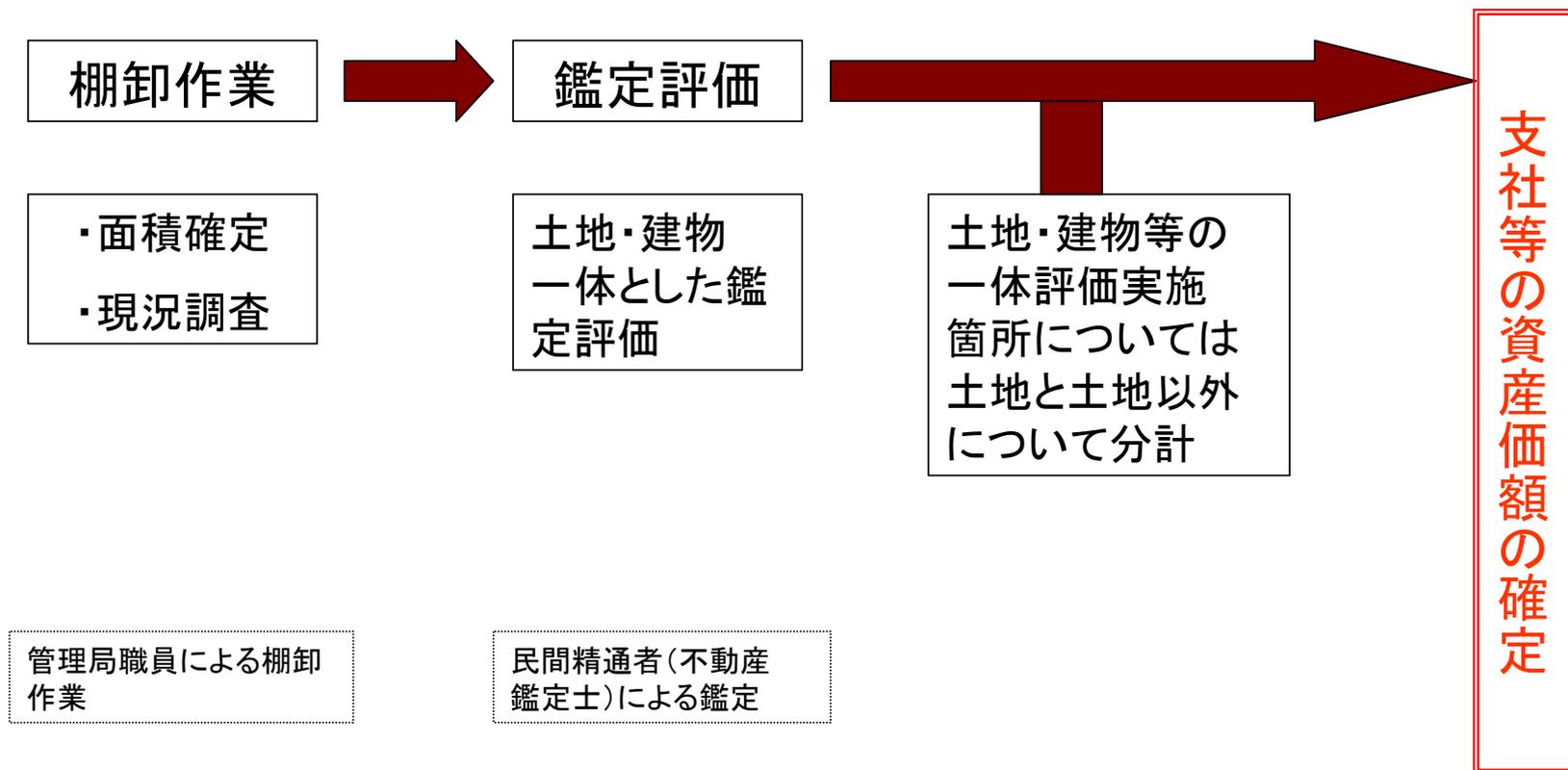
5. 道路区域外のPAの土地の資産評価の作業手順



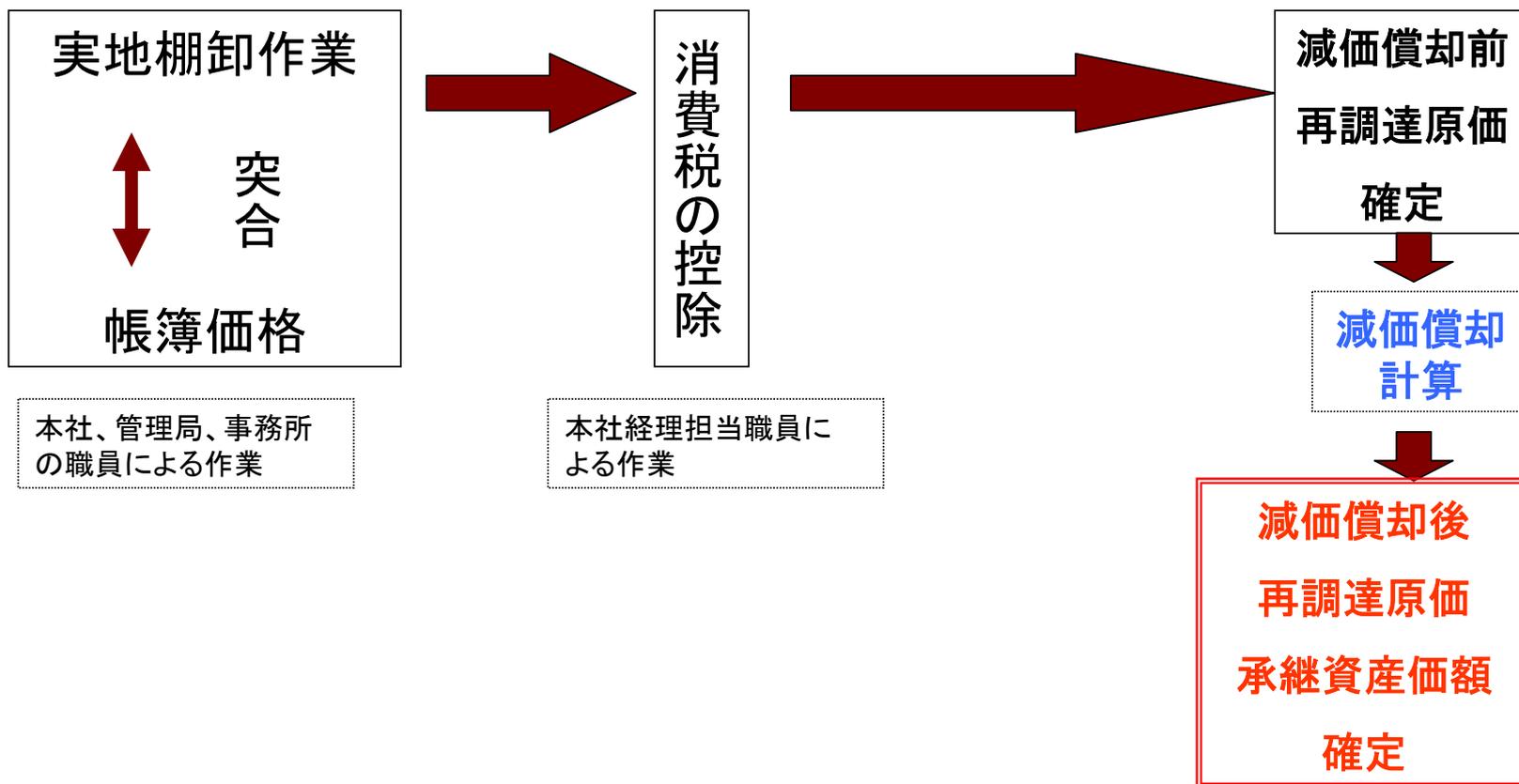
6. 有料駐車場の資産評価作業の手順



7. 支社等の庁舎、宿舎の資産評価の作業手順



8. 車両、工具器具備品等の資産評価の作業手順



9. 監査法人がチェックした内容

- 開始貸借対照表計上額に係る当社の監査法人によるレビュー
 - 流動資産、固定資産、繰延資産
 - ✓ 流動資産、固定資産、繰延資産について一部サンプルデータを抽出し、会社の示した評価方法どおりに計上されているか確認
 - ✓ 会社は、監査法人から受けた指導を踏まえ、評価調書に反映させている。
- 開始貸借対照表計上額に係る機構の監査法人によるチェック
 - 固定資産
 - ✓ 評価方法の異なるものごとにサンプルデータを抽出し、資産評価委員会の評価要領どおりに計上されているか確認
 - ✓ 会社は、監査法人から受けた指導を踏まえ、評価調書に反映させている。

10. 内部監査等においてチェックした内容等

➤ 開始貸借対照表計上額に係る監査室チェック

財務部内において、開始貸借対照表作成従事者以外の4名に対し、職務命令を行って作業チームを結成し、基データからの転記ミスや計算過程における誤計算がないかどうか、全件のチェックを行った。

また、当社の監査室において、監査計画を策定し、2月17日から3月2日までの10日間、監査計画に基づく監査を行い、監査報告書を取りまとめた。

11. 内部監査等の指摘を踏まえた改善状況

➤ 開始貸借対照表計上額の訂正

内部監査等の結果、

- ・非償却資産(土地)の資産評価作業のうち、間接費配賦処理
- ・償却資産(構築物等)の資産評価作業のうち、取得原価計算処理

の2つの計算過程において、消費税の控除計算を誤っており、合わせて619百万円資産が過大計上されていることが発覚したことから、修正を行った。

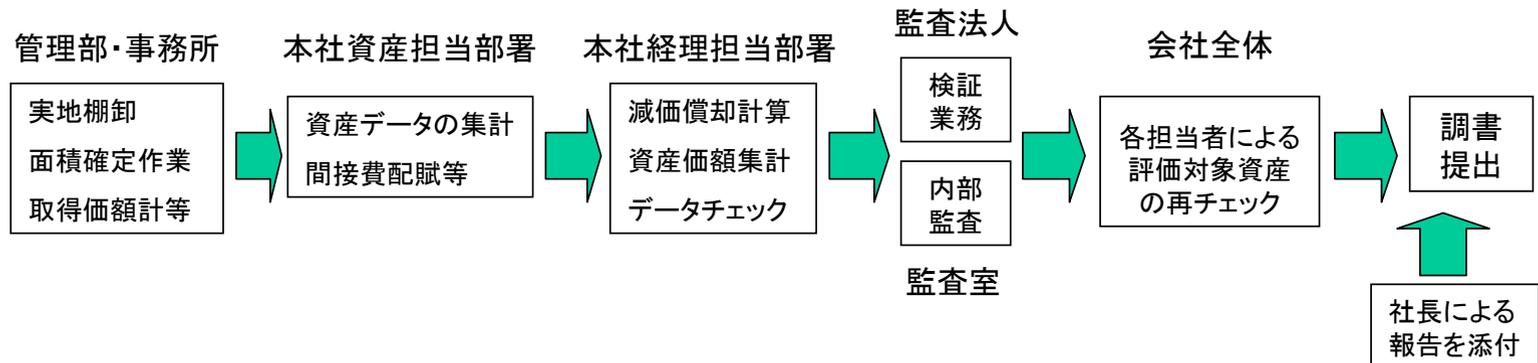
資産評価作業の手順

平成18年3月

阪神高速道路株式会社

■ 道路事業資産等の資産評価作業の手順

阪神高速道路公団から阪神高速道路株式会社及び日本高速道路保有・債務返済機構に承継することとなる資産の評価は、再調達原価方式によることとなるが、評価作業は、評価の方法によって採用する手順が異なり、概ね以下のとおりに大別できる。また、これらを総合した全体の流れは下図のとおりである。



(1) 非償却資産 (土地)

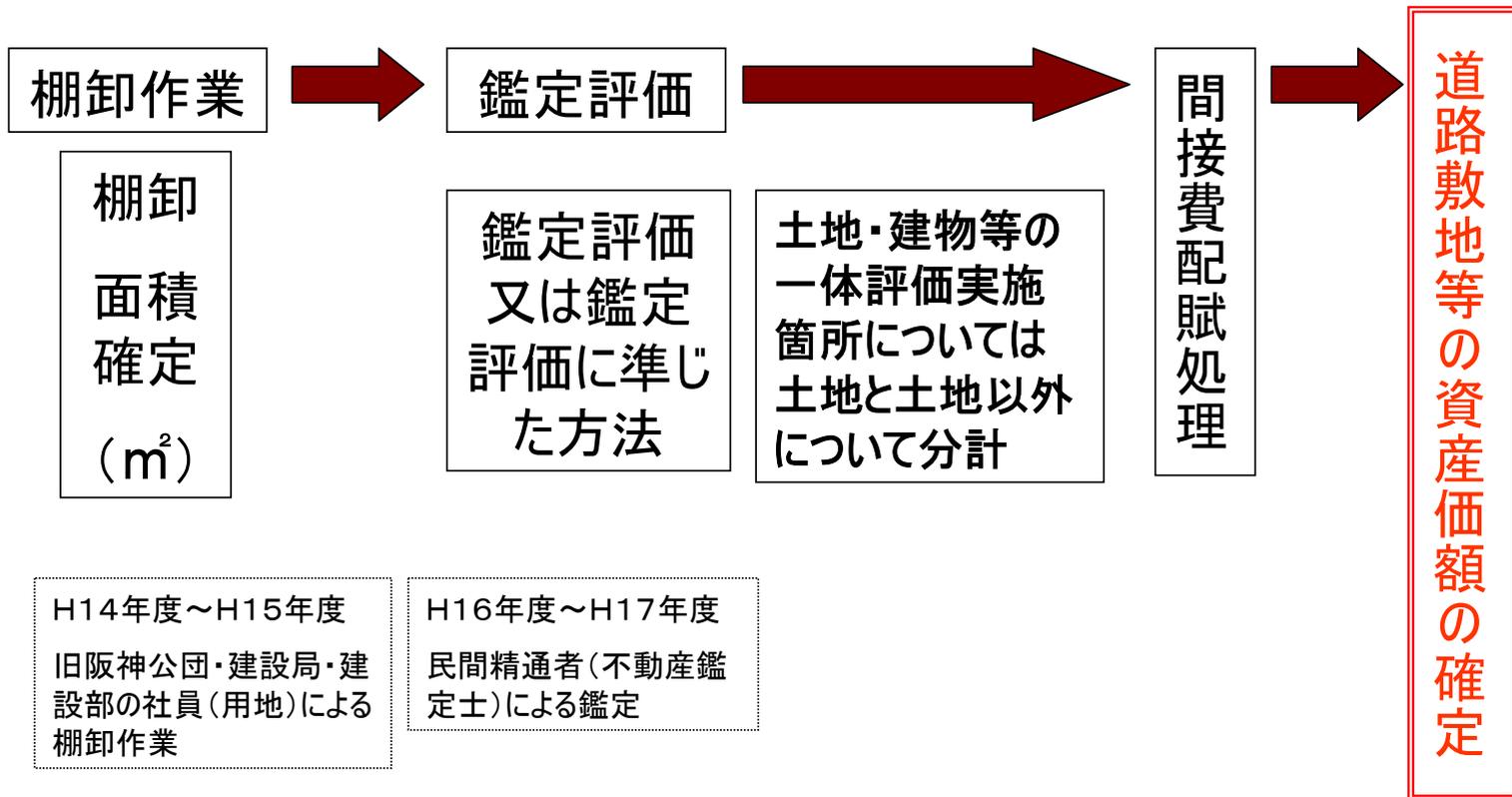
⇒ 鑑定評価及び鑑定評価に準じた方法

(2) 償却資産 ⇒ デフレター調整方式 又は 標準的単金方式

(3) 償却資産 ⇒ 鑑定評価 又は 簿価

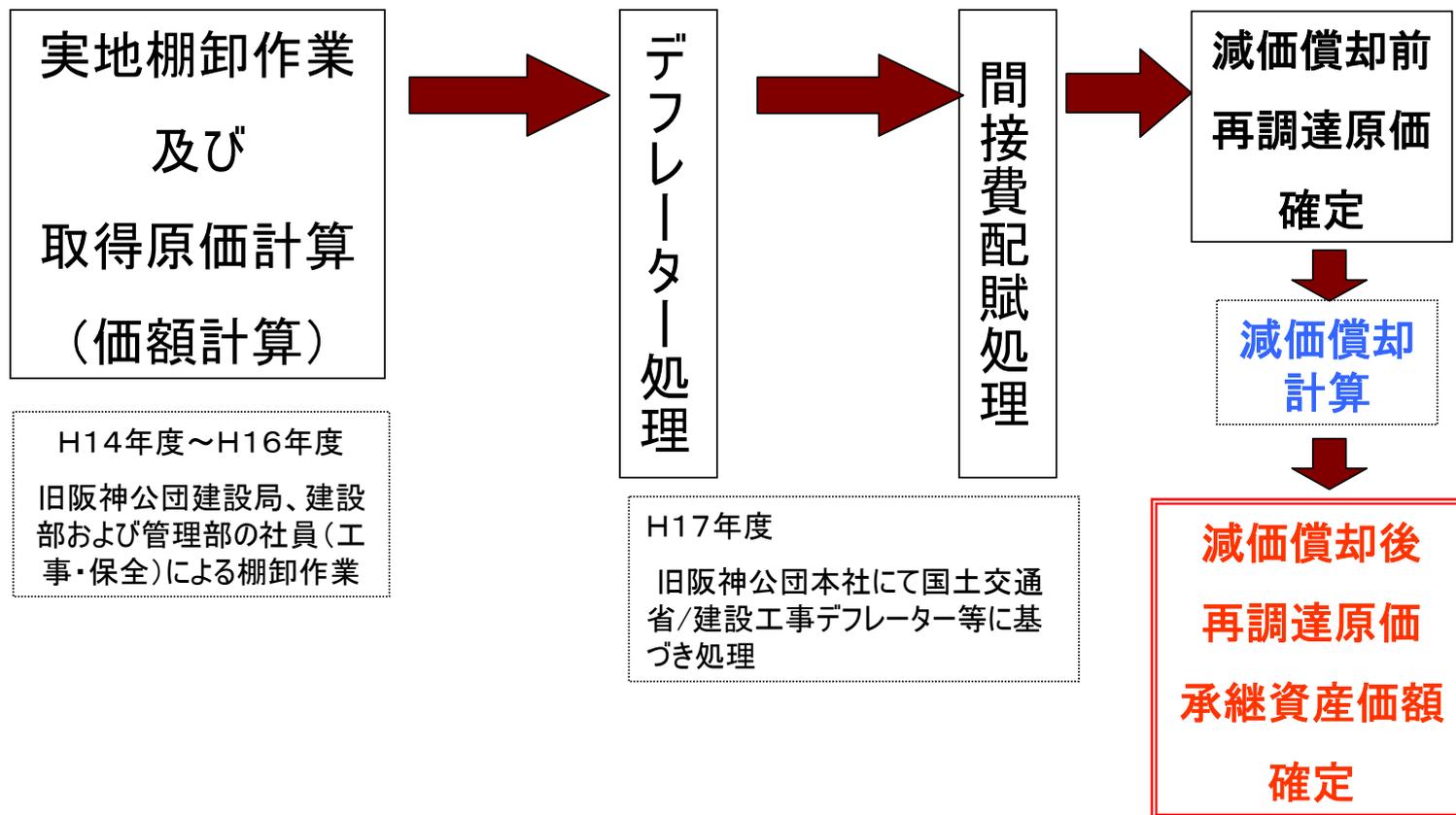
1. 非償却資産(土地)の資産評価作業の作業手順

➤ 鑑定評価及び鑑定評価に準じた方法



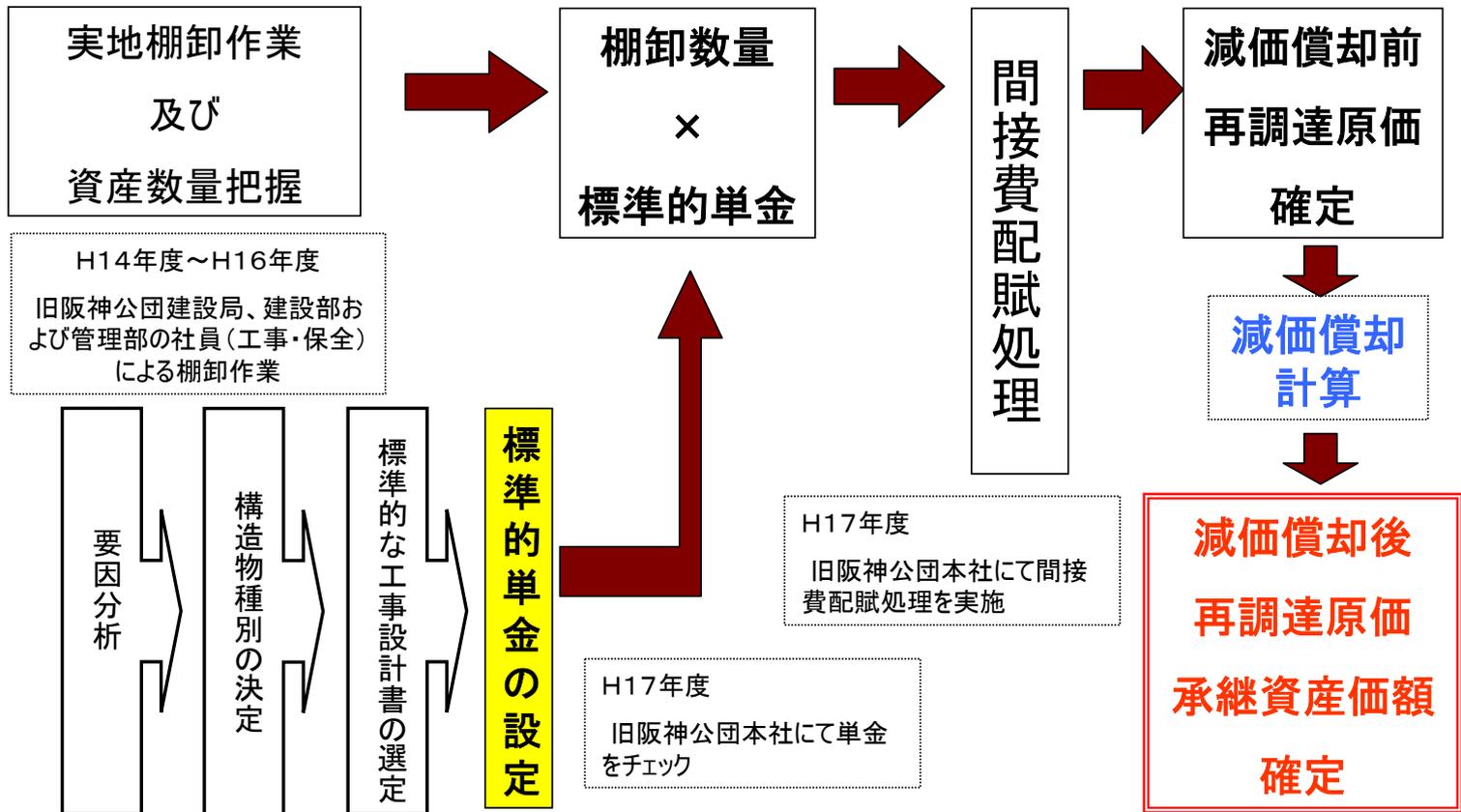
2. 償却資産(構築物等)デフレーター調整方式

➤デフレーター調整方式



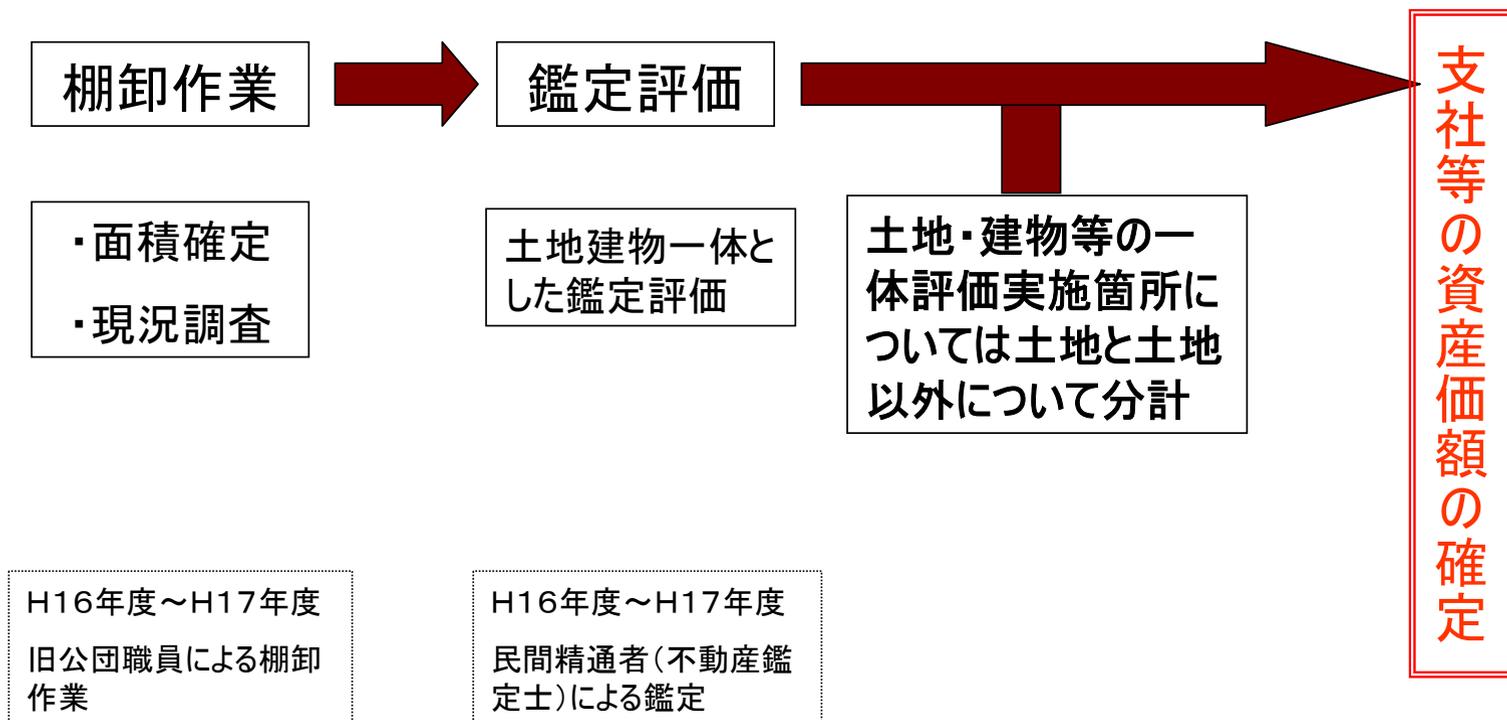
3. 償却資産(構築物等)標準的単金方式

➤ 標準的単金方式



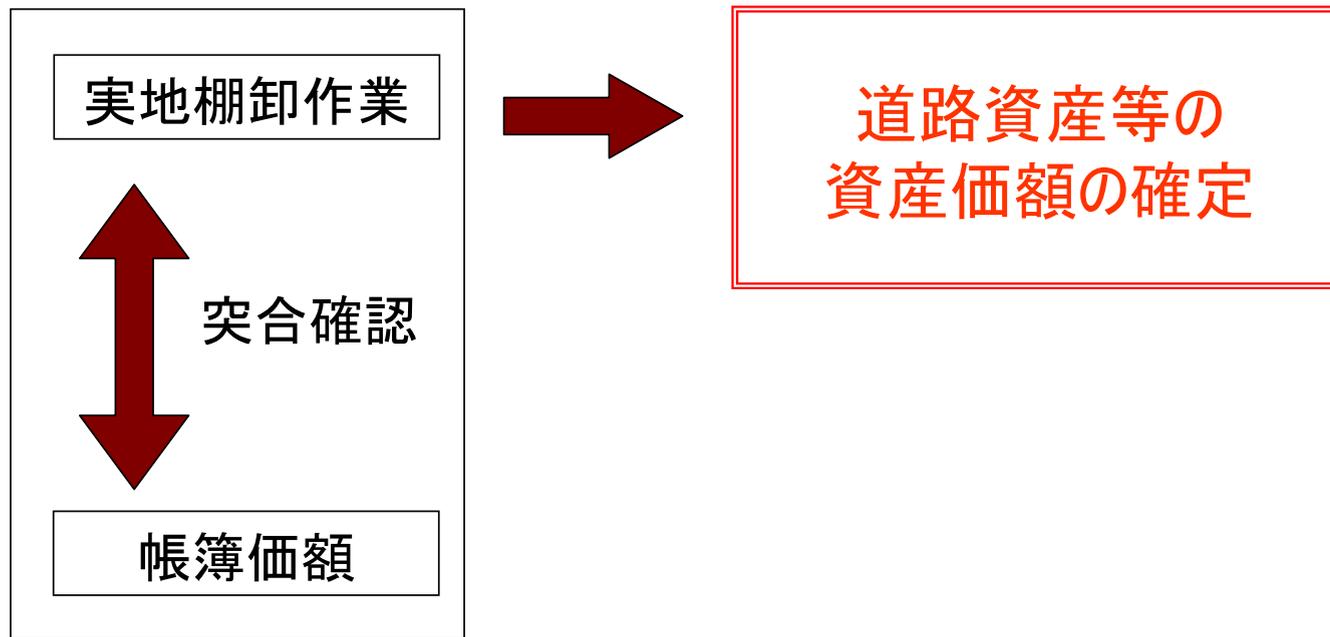
4. 支社等の庁舎、宿舎の資産評価作業の作業手順

➤ 鑑定評価⇒支社等の庁舎、宿舎建物等



5. 償却資産(機械装置等)簿価方式

➤ 簿価方式⇒機械装置・重要性の低い建物等



H17年度

旧阪神公団建設局、建設部および管理部の社員
による棚卸作業

6. 監査法人がチェックした内容

▶ 仕掛道路資産、有形固定資産、無形固定資産

✓仕掛道路資産については、固定資産管理システムデータからサンプルとして数件抽出し、資産評価委員会の「評価要領(案)」どおりに計上されているか確認

✓固定資産を評価方法別に区分整理し、固定資産管理システムデータからサンプルとして数件抽出し、資産評価委員会の「評価要領(案)」どおりに計上されているか確認

※上記サンプルにつき、償却資産については取得原価に適切なデフレータが使用されているかについて「国土交通省所管土木工事費デフレーター」等の基礎資料と、また非償却資産については、鑑定評価に係る調査報告書等と照合を行い、「評価要領(案)」どおりに評価集計されていることをチェック

▶ 上記以外の全科目

✓法定決算(閉鎖BS)からの科目組替内容について、明細を提示し正しい科目で整理されているかを確認

✓法定決算(閉鎖BS)からの追加計上分の一部について、明細を提示し計上根拠資料との照合を実施

✓法定決算(閉鎖BS)からの追加計上した引当金について、見積方法についてヒアリングを行い、計上根拠との照合を実施

▶ 会社は、会計監査人から受けた指摘事項を踏まえて、再度全社的なチェックを行い、評価調書を作成している。

7. 監査室等がチェックした内容

➤ 道路資産、仕掛道路資産、有形固定資産、無形固定資産

✓道路資産および仕掛道路資産については、固定資産管理システムデータからサンプルとして数件抽出し、資産評価委員会の「評価要領(案)」どおりに計上されているか確認

✓固定資産を評価方法別に区分整理し、固定資産管理システムデータからサンプルとして数件抽出し、資産評価委員会の「評価要領(案)」どおりに計上されているか確認

※上記サンプルにつき、償却資産については取得原価に適切なデフレータが使用されているかについて「国土交通省所管土木工事費デフレーター」等の基礎資料と、また非償却資産については、鑑定評価に係る調査報告書等と照合を行い、「評価要領(案)」どおりに評価集計されていることをチェック

➤会社は、監査室のチェックと平行して、再度各担当者による相互チェックを行い、評価調書を作成している。

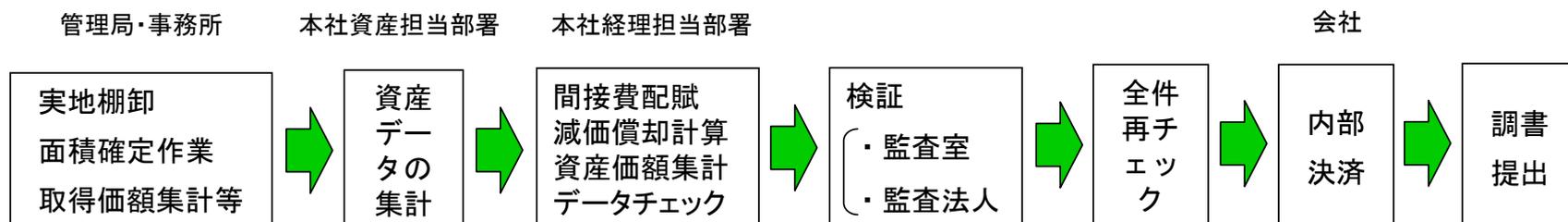
資産評価作業の手順

平成18年3月

本州四国連絡高速道路株式会社

1. 高速道路事業固定資産等の資産評価作業の手順

本州四国連絡橋公団から本州四国連絡高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に承継することとなる資産の評価は、再調達原価方式によることとなるが、評価作業は、評価の方法によって採用する手順が異なり、概ね以下のとおりに大別できる。また、これらを総合した全体の流れは下図のとおりである。



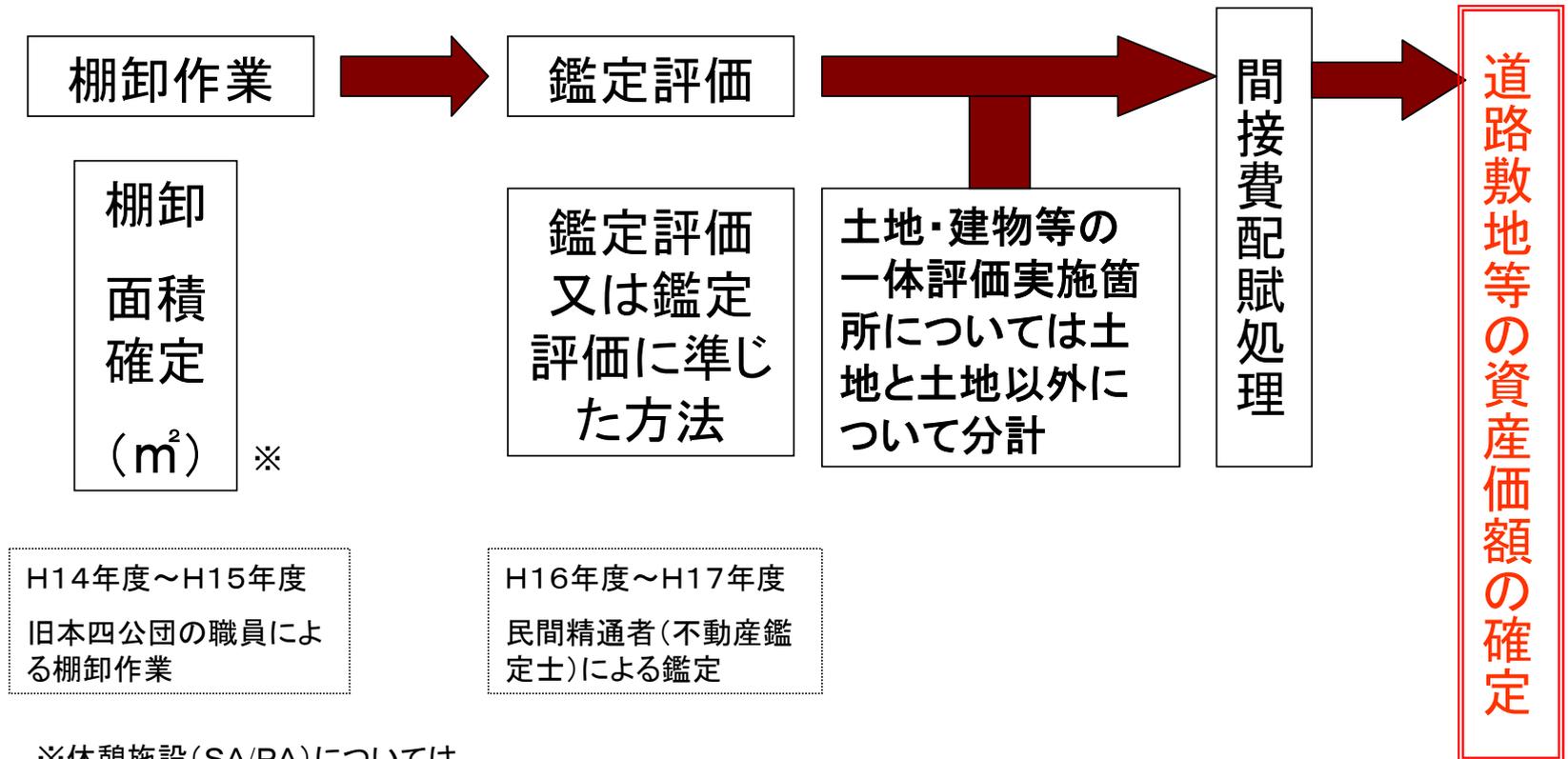
(1) 非償却資産（土地）

⇒ 鑑定評価及び鑑定評価に準じた方法

(2) 償却資産（構築物等） ⇒ デフレーター調整方式

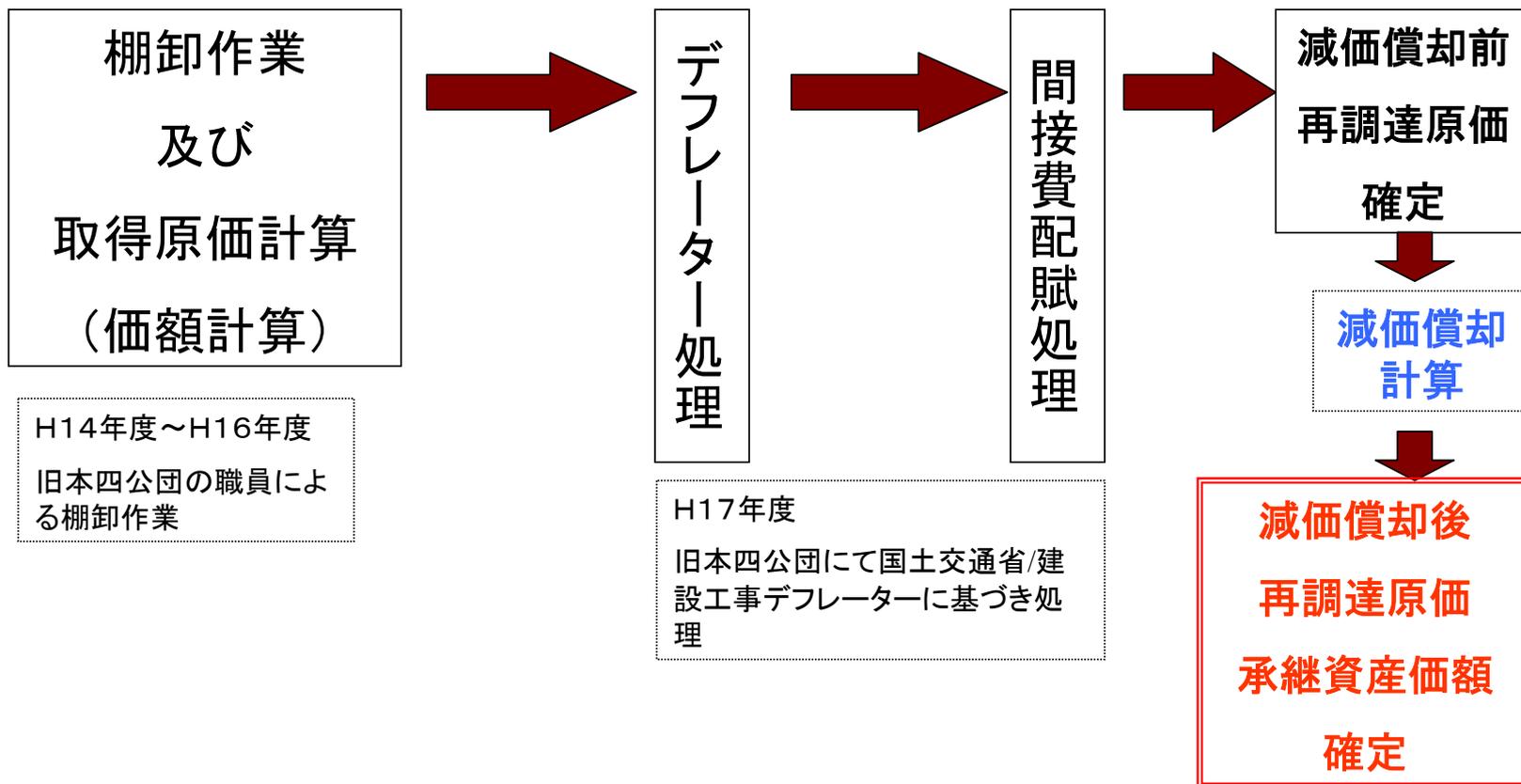
(3) その他の資産 ⇒ 鑑定評価及び簿価

2. 非償却資産(土地) ⇒ 鑑定評価及び鑑定評価に準じた方法

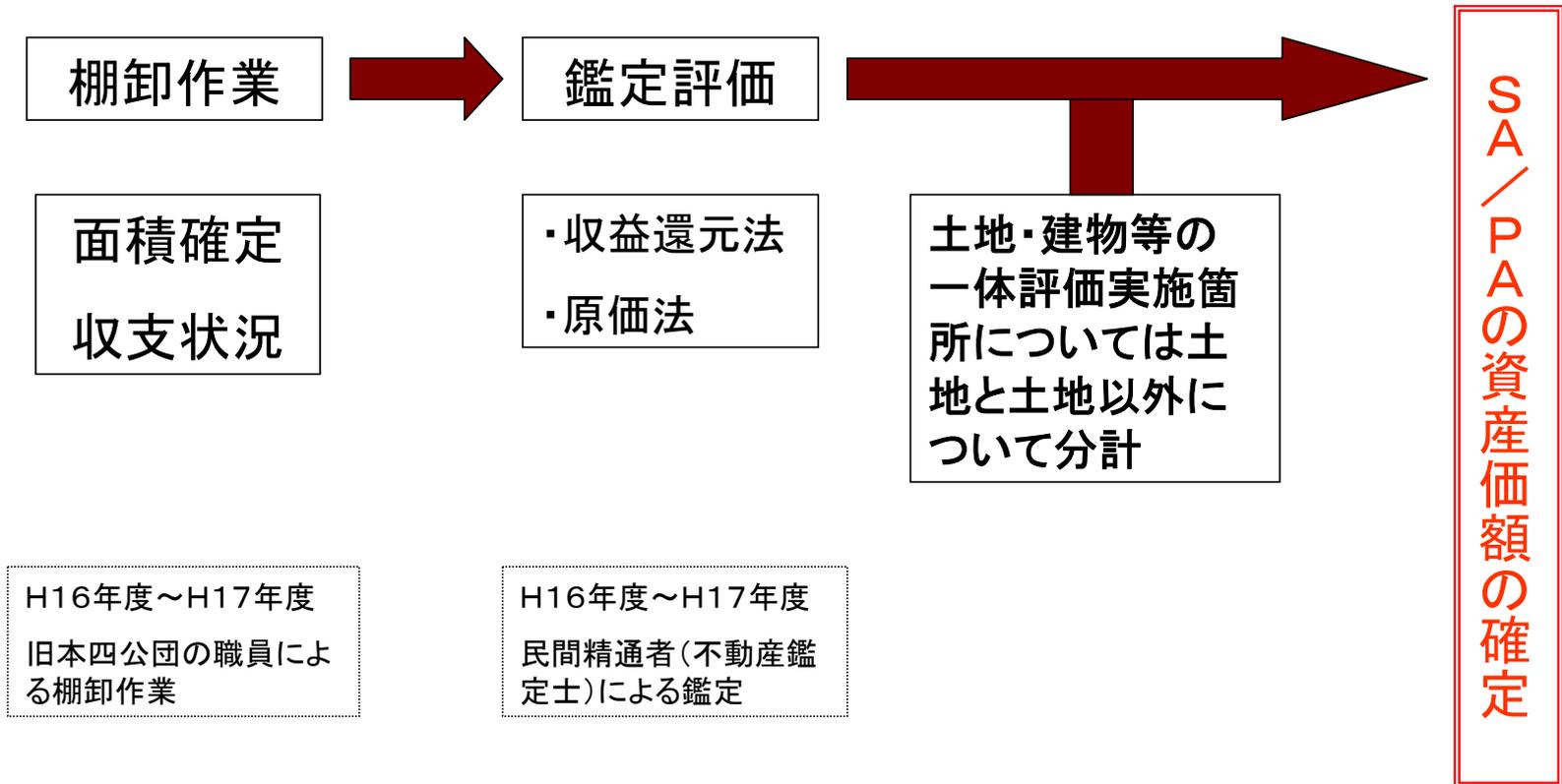


※休憩施設(SA/PA)については、
別途測量実施

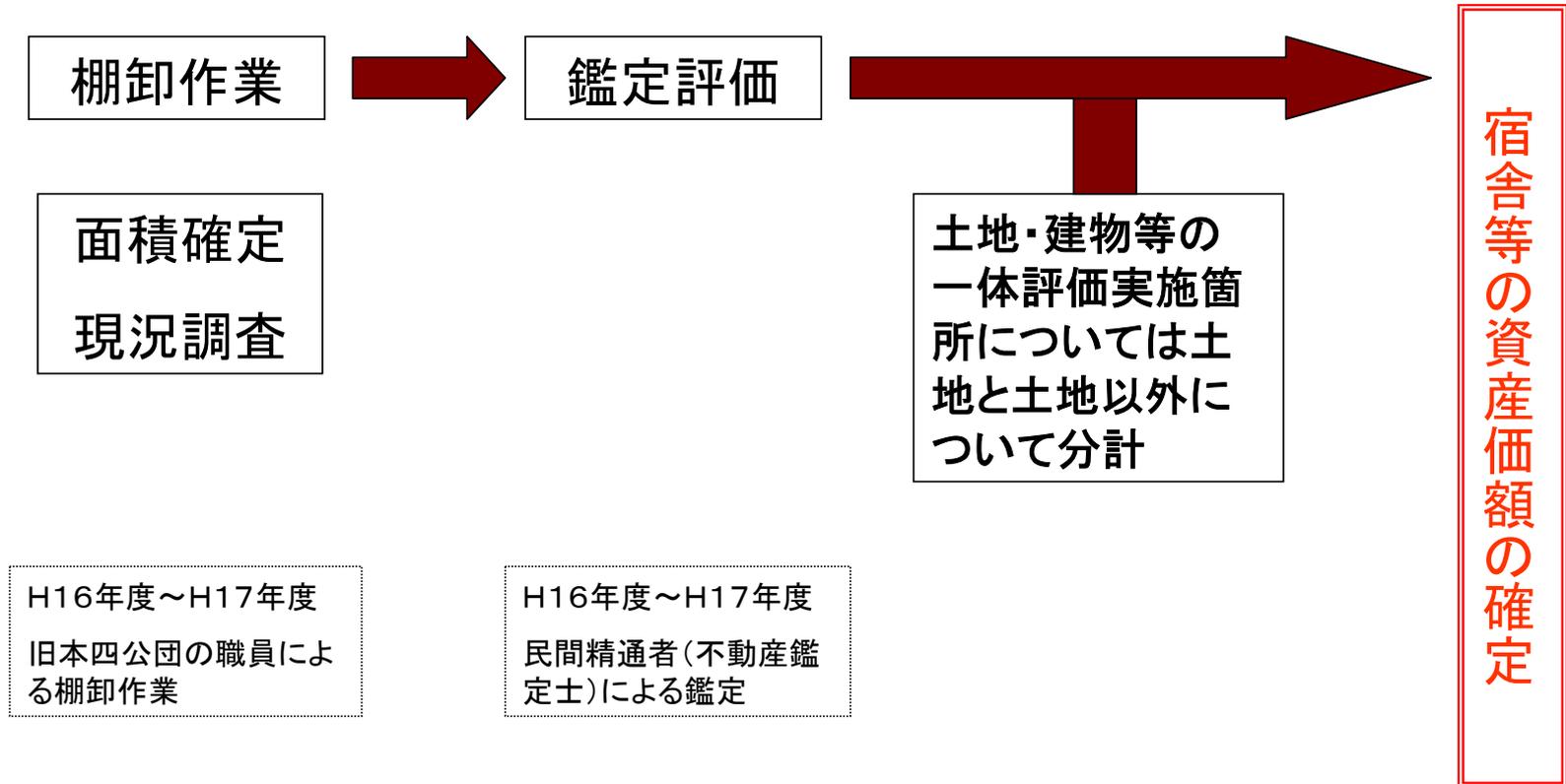
3. 償却資産（構築物等）⇒ デフレーター調整方式



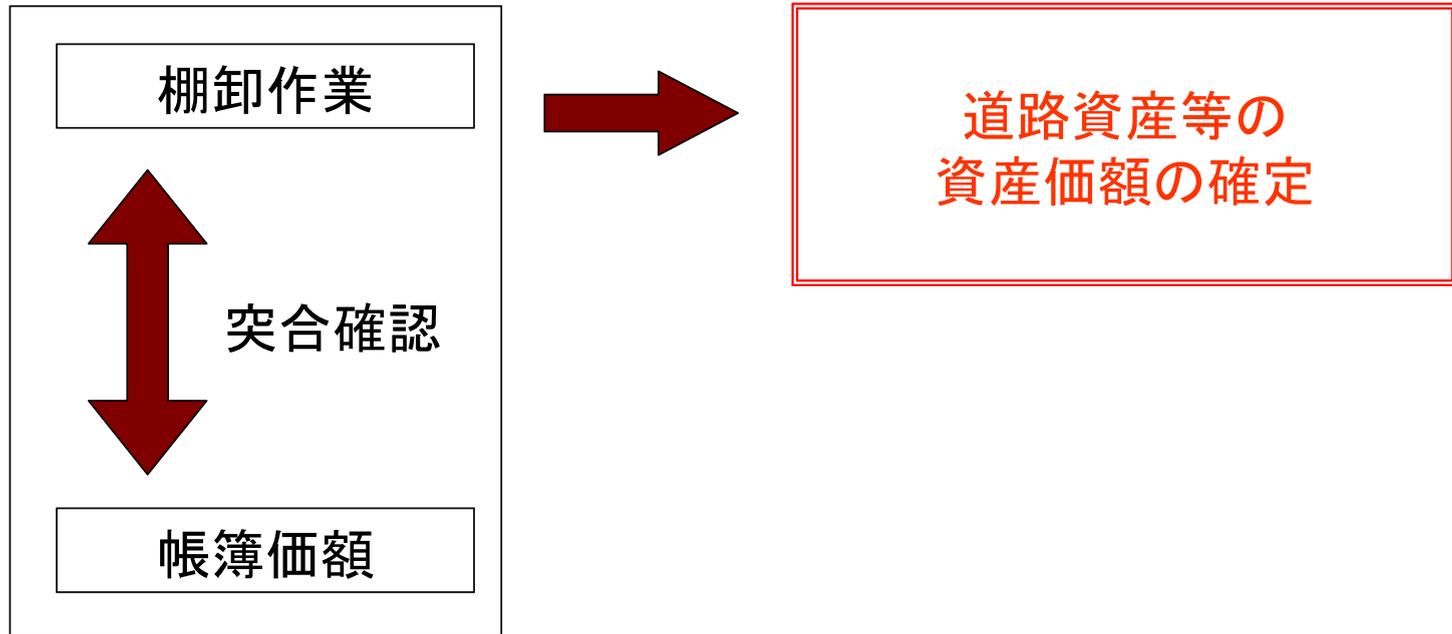
4. その他の資産(SA/PA) ⇒ 鑑定評価



5. その他の資産(宿舎等) ⇒ 鑑定評価



6. その他の資産（工具器具備品等）⇒ 簿価



H17年度

旧本四公団の職員による棚卸作業

資産評価作業の手順

平成18年3月

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

1. 日本高速道路保有・債務返済機構保有資産の資産評価について

- (1) 日本高速道路保有・債務返済機構(以下、「機構」という。)に承継することとなる資産の評価は、各高速道路株式会社において、別添の作業手順により実施したと報告を受けている。
- (2) 機構は、各社からの評価結果を受け、確認及び集計を行い機構の評価調書等を作成した。
- (3) なお、会社から受ける資産の評価については、機構は各社との打合せ等を通じて、評価方法や耐用年数等が「道路資産評価・会計基準検討会の検討報告」(以下、「検討報告」という。)等に則った基準になっているか、また、平成18年2月28日～3月3日の間、検討報告及び第4回高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構資産評価委員会に提出される評価要領(案)に従った資産評価額の積み上げ計算処理過程の検算、検証を各社毎にサンプル調査を実施し確認した。
- (4) さらに、機構の会計監査人が、各社毎にサンプルベースで資産評価に係る手続の一連の流れを確認した。その際、会計監査人が各社に対し改善するよう指摘した事項については、訂正した旨の報告を受けている。

2. 資産評価にあたり各段階での機構のチェック項目

H17.7～H18.2:各会社の資産評価作業の実施

各会社から評価調書等を受領

1 機構による チェック項目

別紙1

- ①耐用年数
- ②評価方法
- ③鉄道管理引当金の計上額
- ④資産見返債務額の計上額
- ⑤承継債務の確認
- ⑥発行差金の確認

2 機構の会計 監査人によるサ ンプル確認

各会社毎に、資産評価作業中の固定資産データから数件のサンプルを抽出し、下記の事項等に配慮して、資産評価に係る手続の一連の流れを確認した。

- ①評価方法
- ②数量
- ③デフレータ率等

3 機構による計 算過程の検算、検 証

各会社毎に、当初データから評価調書作成までの処理過程におけるデータの流れの検証を、計算処理過程の異なる資産毎にサンプルを抽出し、下記の事項等に配慮して、検算、検証を行った。

- ①評価方法
- ②数量
- ③デフレータ率等

4 機構による チェック項目

別紙2

- ①合計金額の計算
- ②評価内訳書の記載内容
- ③承継計画との整合
- ④既確定している金額との整合

5 機構による チェック項目

別紙3

- ①集計金額
- ②評価内訳書の記載
- ③各会社間の記載事項の整合

機構保有資産の資産価額の確定

1 | 機構によるチェック内容

別紙1

機構では、H17.7～H18.2の間、会社と打合せ等を実施し、下記の内容の確認を行った。

①耐用年数(担当:経理課)

→各会社から各資産の耐用年数表を報告してもらい、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」の他、第3回高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構資産評価委員会の評価要領(以下、「評価要領(第3回)」)と
いう。)及び検討報告で定める耐用年数(土工70年、遮音壁18年、本四公団の長大橋100年)に則っているか。

→同じ資産の耐用年数が、会社間で統一がされているか。

②評価方法(担当:経理課)

→評価要領(第3回)及び検討報告で定める評価方法に則って評価を実施しているか。

③鉄道管理引当金の計上(担当:経理課)

→引当金の計上方法が、独立行政法人会計基準に則った内容になっているか。

④資産見返債務の計上(担当:経理課)

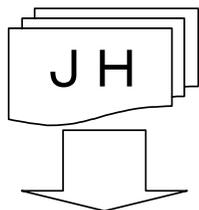
→資産見返債務の計上額が適正な金額をなっているか。

⑤承継債務の確認(担当:資金課)

→機構に承継された債務について、個々の債務について、内容と金額を確認し、漏れや集計間違いがないか。

⑥発行差金の確認(担当:資金課)

→機構に承継された債券に係る発行差金について、個々の発行差金について、内容と金額を確認し、漏れや集計間違いがないか。



①合計金額の計算

②評価内訳書の記載内容

③承継計画との整合

④各会社間の記載事項の整合

⑤既に確定されている科目の金額との整合

①現預金

②道路占用料

③割賦未払金 (TTB割賦元金)

④前払費用 (10月分賃料)

⑤ソフトウェア (機構の事務室内使用)

⑥社会資本整備事業開発者割賦負担金

⑦敷金保証金

⑧債券発行差金

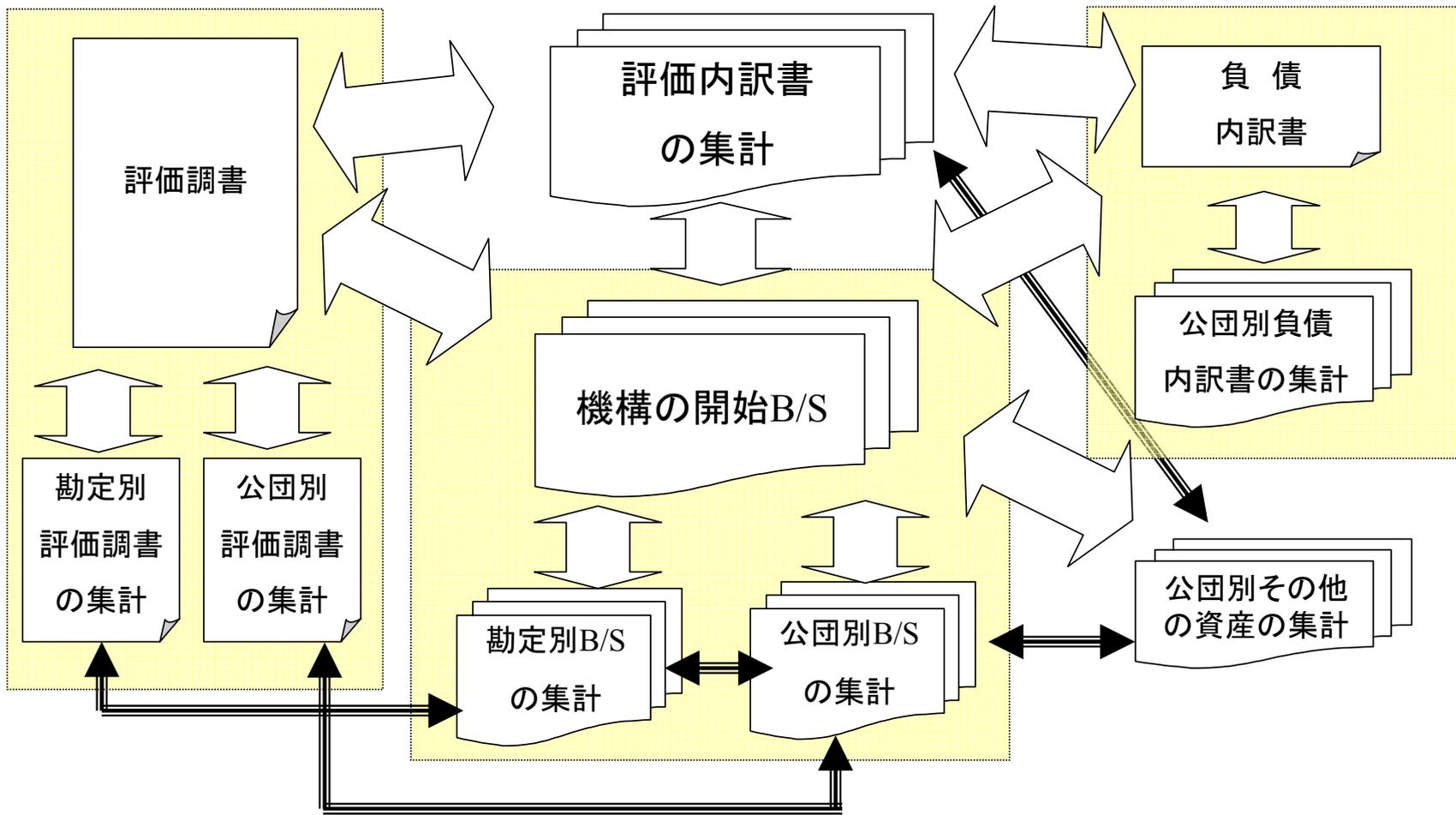
⑨債券及び長期借入金

⑩未払金 (消費税等)

⑪未払費用 (既経過利息等)

⑫資本金

5 機構によるチェック項目



※⇔マークがチェック箇所